

議事日程（第3号）

平成26年3月11日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

議案第40号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第6号）（質疑・討論・採決）

議案第41号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
（質疑・討論・採決）

議案第42号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）
（質疑・討論・採決）

議案第43号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（質疑・討論・採決）

追加日程

議案の撤回請求について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 高橋道也君、6番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

3番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） おはようございます。3番 高橋真一郎でございます。

大震災、そして原発事故から今日で3年目を迎え、いまだ復旧、復興の土音ははるか遠くに聞こえるのみであります。原発事故の収束など、まだまだ先の話であります。度重なる高濃度汚染水漏れなど、意図的にやっているとした考えられません。国会では福島のことなど忘れたかのような議論がされ、アンケートなどへは、国民が国への要望として震災の復興を求める人は20%に過ぎないのであります。川俣町においては、山木屋地区の方々が日々築き上げてきた生活を追われ、避難されてからまもなく3年が経とうとしています。改めてお見舞いを申し上げます。そして、日々の不安を抱え生活をしている町民の皆様から私に寄せられた諸問題について、質問をいたします。

まず、大きく1点目、農業の施策を問うであります。

まず、1点目、平成25年度の水稻の放射性セシウム吸収対策の面積とその実績報告は。

2つ目、米の全体検査の実数と結果はどうだったのか。

3つ目、豪雪による農業の被害状況は。また、園芸施設等の被害額はいくらになるのか。

4つ目、国の復旧対策など、農業の再建に向けた助成金の補助率はどのくらいになるのか。

5つ目、町独自の救済策の考えはあるのか。

6つ目、有害鳥獣被害の拡大が進んでいる。25年度も様々な支援策を出しているが、更なる防止策が必要と思うが、考えがあるか。また、現在までの捕獲頭数はであります。

大きく2つ目、町長3期目最終年予算の重点施策はであります。

- 1 つ目、町民の不安解消策は。
 - 2 つ目、庁舎建設は予定どおり進むのか。
 - 3 つ目、町マイクロバス更新予定は。
 - 4 つ目、町民が復興を実感できる施策とは。
- であります。

以上、大きく 2 点、細部 10 点について、当局に質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。今日も一般質問であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、3 番 高橋真一郎議員のご質問に答弁をいたします。

1 点目、「農業施策を問う」の(1)、「平成 25 年度の水稲の放射性セシウム吸収抑制対策の対象面積とその実績報告は」についてのご質問でございますが、今年度実施いたしました放射性セシウム吸収抑制対策につきましては、昨年度の農地除染実施箇所の土壌調査において、土壌中の交換性カリの数値が、100 グラム当たり 25 グラム以下の水田を対象にカリ散布を行いました。その面積は 163 ヘクタールであり、昨年 6 月末から 7 月上旬に耕作者に依頼し、水田に散布をしていただきましたとともに、その実績については、耕作者から提出のあったカリ肥料散布報告書に確認をいたしております。

次に、(2)、「米の全袋検査の実数と結果はどうだったのか」についてのご質問でございますが、今年度の米の全袋検査は、10 月 1 日から 12 月 27 日までで 2 万 9,611 袋について、放射性物質にかかる検査が終了したところでありまして、検出限界値である 1 キログラム当たり 25 ベクレル以下のものが、2 万 9,574 袋。また、1 キログラム当たり 25 ベクレルから 50 ベクレルが 37 袋となり、国が定める基準値である 1 キログラム当たり 100 ベクレルを超えるものはありませんでした。引き続き関係機関との連携を密にしながら、全袋検査の成果を含め、安全、安心の確保に向けた様々な取り組みについて、積極的に周知を図り、多くの方々に安心して川俣の米を召し上がっていただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、「豪雪による農業被害の状況は。また、園芸施設等の被害額はいくらになるのか」についてのご質問でございますが、2 月 26 日現在、農業用施設の被害として、園芸用パイプハウスを含め、鶏舎の倒壊等による被害が 86 件、施設面積では 1 万 3,156 平方メートル、被害額は 1,434 万円であります。また、農作物や家畜等につきましては、被害額が 326 万円であり、合計で 1,760 万円の被害状況となっております。また、山木屋地区につきましては、パイプハウス 32 棟の被害報告がありますが、詳細については、今後、調査を行う予定であります。

次に、(4)、「豪雪に対する国の復旧対策など、農業再建に向けた助成金の補助率はいくらになるのか」につきましては、去る 2 月 27 日に県に対しまして、福島市長及び新ふくしま農業協同組合長と連名で平成 26 年 2 月の記録的な大雪に伴う農

業被害に関する要望書を提出し、早急な対応と農家の意欲を損なうことのないよう、従来の制度の枠組みを超えた総合的で柔軟な支援制度の創設を強く要望してきたところであります。その中で町では、県の農業等施設復旧資材購入事業を活用して、ハウス等にかかる資材購入経費の一部を補助する費用について、今般、提案の補正予算に計上したところでありますが、その後、国からも倒壊した農産物、生産施設の撤去費用に加え、被害前と同程度の施設復旧に必要な費用や修繕費及び付帯施設の整備費等に対応した補助対象である被災農業者向け経営体制支援事業案が示されたところであります。県では、当該国事業を活用した災害対策事業を実施することを明らかにしておりますが、いまだ内容や補助率等について明確に示されていないことから、引き続き積極的に情報収集を行い、国及び県と緊密に連携を図りながら、早急に支援制度の構築を図ってまいる考えであります。

次に、(5)、「豪雪に対する町独自の救済策は」についてのご質問でございますが、先に答弁したとおり、国から災害対策事業についての内容が示されたところでありますが、いまだ県から補助率等が明確に示されていない状況であるため、早急に県との協議を進め、国、県及び町が連携を図り、一体となって災害対策事業に取り組み、被災農家の支援を実施してまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、(6)、「有害鳥獣被害の拡大が進んでいるが、更なる防止策が必要ではないか。また、現在までの捕獲頭数は」についてのご質問でございますが、イノシシの捕獲頭数につきましては、狩猟期間を含め、本年2月20日現在で383頭を数え、昨年同時期178頭の2.2倍に達しております。また、有害鳥獣による被害につきましては、報告件数、金額ともに増加傾向にあることから、新たな取り組みとして、自治体の編成を進めるほか、地域の農業生産者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、一層の駆除活動の推進に向け、罠設置箇所の増加など、自衛体制の強化を図るとともに、補助内容のあり方等に協議、検討を重ね、更なる有害鳥獣対策を進めてまいる考えであります。

次に、2点目、「町長3期目最終年予算の重点施策は」の(1)、「町民の不安解消策は」についてのご質問でございますが、東日本大震災の発生から本日で3年となりますが、原子力災害は今もなお汚染水など新たな課題が発生しており、いまだ収束に至っていないのが現状であります。このような中、本町におきましては、元気と笑顔に満ち、安心して暮らせる地域を取り戻し、更に、次の世代に引き継ぐ豊かな自然を回復する、マイナスからプラスへの復興を目指し、復興計画に基づき様々な事業に全力で取り組んでいるところでございます。安全、安心の確保に向けた取り組みにつきましては、引き続き来年度においても計画的に除染を行い、町民の方々が放射線におびえず、安全、安心な日常生活を送ることができる環境を取り戻すことや、ホールボディカウンター等を活用した適切な健康管理、食の安全を守るための農地除染や食品検査体制の充実、農産物をはじめ、経済活動に大きな支障をもたらしている風評の払拭など、各種事業に取り組んでまいります。更に、放射性

物質による健康や生活環境への不安の解消に向け、引き続き各地区における放射線量の測定を行い、町内５３か所での測定結果をはじめ、野菜や果実、山菜等といった自家用農産物の放射性物質検査の結果等を月２回、災害対策本部からのお知らせに記載し、広く情報の公開に努めてまいります。また、除染後において、空間線量率が上昇した箇所や除染を実施しても低減効果が低い箇所等も見受けられることから、来年度においては、平成２４年度の除染実施地区において、除染１年後に行う継続モニタリング事業を実施し、徹底した除染の推進に取り組んでまいりたいと考えております。加えて山木屋地区の方々におかれましては、いまだに多くの住民の方々が仮設住宅などでの生活や地元を離れての避難生活を強いられております。また、健康不安や生活の再建など、多くの切実な課題に直面しているのが現状であります。このことを踏まえ、帰還に向けた支援制度などを整備、拡充するとともに、戻りたくとも戻れない住民、特に子育て世帯や一人暮らしの高齢者に対しましては、生活を守り、支えるための復興公営住宅の建設など支援策を早急に推進し、住民の皆様の不安解消に努めたいと考えております。復興３年目、本日、３月１１日は、この日が津波、地震の発生した日であります。このことにより、山木屋の皆さん方が結果的に避難を強いられ、そしてまた、震災関連死などの影響でのことも発生しております。それぞれ皆さん方に心からお見舞いを申し上げますとともに、ただいま申し上げましたような政策をしっかりと進めながら、町民皆さんの、住民皆さんの安全、安心な生活をしっかりと確立してまいる考えでありますので、重ねてご理解を賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

次に、(2)、「庁舎建設は予定どおり進むのか」のご質問でございますが、役場庁舎につきましては、町行政サービスの核となる施設であり、同時に町民の安全、安心を守る防災拠点として重要な役割を担う施設であると認識しており、一日も早い新庁舎の建設が必要であると考えております。新庁舎建設にあたっては、建物の概要を定める基本設計が終了し、現在は建物の構造や設備の詳細を検討し、設計図や仕様書を作成する実施設計の段階に入っており、鋭意進めているところであります。また、建設用地に関する用地交渉につきましては、取得予定地の地権者の方々とは継続して交渉を行っており、用地取得費の基礎となる不動産鑑定など、補償費の積算が終了したことから、引き続き地権者の方々との交渉を進め、早急に決定していくよう努めてまいる考えであります。町といたしましては、町民の皆様に広く親しまれ、より安心してご利用いただき、また、災害発生時には防災や復旧の拠点として、その機能を効率的に発揮できるよう、耐震性が高く、安全性を備えた新庁舎の整備が本庁の復興のシンボルともなる極めて重要な事業であると認識しており、平成２８年３月までの完成に向け、全力で取り組んでまいる考えであります。

次に、(3)、「町マイクロバスの更新予定は」についてのご質問であります。町のマイクロバスにつきましては、町や議会、各団体、公民館等が行う視察、研修等をはじめ、各事業の実施にあたり、毎年１００回を超える運行を行っており、様々な事業の推進や地域の活性化、社会教育学習の実施等に貢献しているものと考えて

おります。現在、使用中のマイクロバスにつきましては、平成４年にリースを開始し、リース期間の終了後に購入したものであり、登録初年度からは約２１年間が経過し、走行距離も約４０万キロメートルになっております。大きな故障はないものの、年々修繕料は増加し、修理、部品の欠品も見られる状況にあることから、車両管理につきましては、車検や定期点検を確実に実施し、小さな不具合箇所でも速やかに修理を行うなど、安全運行には万全を期しておりますが、議員ご指摘のとおり、年数が経過していることから、突然の故障が懸念されているところでもあります。車両の更新にあたりましては、現在、使用しているものと同等の車両価格が約１，５００万円から２，０００万円のバスとするか、又は更に安価な車両とするか、あるいは運行自体についても町が行うか、車両を含め運行業務のすべてを事業者へ委託するかなど、費用を含め、安全性の観点からも多面的に検討を進めてまいる考えであります。

次に、(4)、「町民が復興を実感できる施策とは」についてのご質問でございますが、復興を加速し、町民の皆様の実感していただくためには、国や県、関係機関との密接な連携の下で、復興に掲げる安全が確保され、住民が復興計画に掲げる安全が確保され、住民が安心して暮らせる町への復興、雇用が確保され、住民が生きがいを感じる町への復興及び結いときずなが維持され、住民が幸せを感じる町への復興の３つの基本理念に基づく取り組みを迅速に進めることが重要であると考えております。安全が確保され、住民が安心して暮らせる町への復興につきましては、放射性物質の除染を徹底的に行い、住民が安心して安全に暮らせる町を取り戻します。また、原発に依存しない社会を目指し、環境との共生と経済的な活力が両立する再生可能エネルギーを活用したまちづくりである過疎型スマートコミュニティ構想を推進し、東日本大震災により被った多くのマイナスの状態からプラスへの復興を図ります。また、雇用が確保され、住民が生きがいを感じる町への復興につきましては、若い人たちが暮らし、次世代に引き継げる持続可能である活力ある経済社会を構築するため、既存の産業の復活に向け、最大限の支援を行うとともに、企業誘致や異業種間の交流、新技術の導入、産業の６次化などの推進など、新しい取り組みによる雇用機会の創出を図ってまいります。更に、結いときずなが維持され、住民が幸せを感じる町への復興につきましては、住民の結いときずなの下で、川俣町独自の特色ある文化を醸成し、本町に住んでいるすべての住民が幸せに生活することができる町づくりを目指すこととしており、住民と行政が共同し、教育や福祉の分野で質の高い行政サービスを提供することによって、住民一人ひとりが復興を実感できる幸せに満ちあふれた町にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○３番（高橋真一郎君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、施策を問うの１点目、水稻の放射性セシウム吸収抑制対策の対象面積と実績報告であります。２６年度この放射セシウムの吸収抑制対策の事業はあるのか

どうか伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

26年度におきましても、同じような形で事業を組んでまいりたいと思います。

ただ、配布時期に関しましては、4月早々に検討してまいりたいと、今その準備をしておりますので、早い段階で皆様のほうにまいりいただき、今回は攪拌という作業の中に組み入れたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 春の作業を前にカリの散布というような形に持っていかないと、農家の皆さんが田んぼの中、植えた後、散布して歩くというような形になりますので、是非4月中くらいにはカリの配布を願いたいと思います。また、この実績報告については、本当に上がったんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁しましたとおりに、カリ肥料を配るときに同時に散布報告書というものを添付しております。それを提出していただきました。それによって、確認したということでございます。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この報告書は、川俣町で確認して、県の事業ですから県のほうに報告するようになってますよね。いつ報告しましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

実績報告という形で、生産の段階ですので、今現在はまだ県のほうに実績出しておりませんが、実績報告書の中で、あの町が確認したということで、あくまでも報告のみで県のほうには提出させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） これは今年度中ですから、今月中に報告というようなことで間違いありませんね。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

今年度中ですので、3月中に報告させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非間違いなく県のほうに報告願いたいと思います。

それでは、2番目について再質問させていただきます。1キログラム当たり25ベクレルから50ベクレル出た米が37袋あるということですが、地区別で分かりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

全袋の中で地区別には統計取っておりませんので、地区別では申し訳ございませんけれども、私のほうで把握しておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 全袋検査やるのであれば、もし、高濃度の放射性セシウムの米が出たならば、ある程度ちょっと高いならば、どこの地区か追跡調査するとかやらなければならないと思うんですけども、これはどういう考えでやらなかったのか。そのやっている方々が報告を挙げなかったんだか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

全袋検査の内容といたしましては、数量全体といたしまして25～50ベクレルと、今回40ベクレルを超えたのはございませんでした。報告は、個別には全員の米を収集した方には、全員個別に数値のものは送っております。その中で、町として地区的にやらなかったということでございますが、それは全体の今までの農地除染、あるいはカリ散布等におきまして、実績として去年よりも今年度は更に数量的なものの質が良くなっております。現実的に25ベクレル以下が99.88ですので、ほぼ100%近いような状況でございましたので、あくまでも37袋は確かに数字としては出ておりますけれども、様々な町としてやってきた事業効果が現れていると考えておりましたので、基本的にそこまでの地区別の詳細は調べなかったところですので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この全体検査の成果を含め、安全、安心の確保に向けた様々な取り組みというようなことで、この答弁書には載っているんですけども、この安全、安心の確保にはそのような町で放射性セシウムが出た米、25ベクレルから40ベクレル以下というようなことでありますけれども、まあ出たことには間違いのない。それで安心だったのかというと、消費者はそうは思っていないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、町として県、これは一体として進めてきた1つの除染対策とか、そういったもののカリ散布とか、先ほど言いましたとおり、そういった私たちが今まで農家の方々とともにやってきた、そういった実績並びに今言ったとおりに数値としてほとんどのものが25ベクレル以下だったということの評価をいただくために、皆さんにそういった安全、安心といったような形でのPRをしながら、米というものの消費拡大を図ってまいり、以前同様の消費拡大を図っていくというのが基本と考えておりますので、どうしても認識というものにとっては人の差はあるかと思っておりますけれども、基本的には町として数値としては、安全なものだと確信しながら、こういう形でPRさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 町としては安全として考えるというようなことでございますが、要するにこの25ベクレルが37袋出たということは、要するにこのままで今年度がまた、これより高濃度が出ないという保証はないですね。だから、やはりこのやつはある程度出たというところの地区の色と言いますか、地区を限定して、そこに町として対策を立てなくちゃならないんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁の中でも言いましたように、交換性カリ、これに関しましては26年度にも配布をいたしまして、農家の方々のほうに散布をしていただき、今言ったように放射性物質の抑制対策を図ってまいりたいと思います。その中にも今言ったとおり、37件に出ました40ベクレルから25ベクレルの間の方のものも含まれると私のほうでは考えておりますので、今までやっていたとおり継続して吸着抑制対策は進めながら、今言ったとおりに高い数値が出ないような対策を町としては講じてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非しっかり農家のほうにも徹底していただいて、この対策を取っていただきたいと思います。

次に、3番目に移りたいと思います。豪雪、大雪の被害というようなことで、災害対策本部を立ち上げていただいて、3日3晩不眠不休で対策していただきました。この対策本部、ただいま生きておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

はい、生きております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 生きてあるのであれば、この被害の状況は産業課のほうでしっかりと把握していると思いますが、これは産業課でこの被害の確認はどのように取っておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

あの基本的には農協と県の普及所、川俣町、3者でありまして、それぞれに持っていました被害的なものの報告を受けまして、それをまとめまして、現地等の確認をしたというところで、ちょっと日付までは確認できませんけれども、そして、3者で歩きまして、この個数、件数だけは把握いたしました。ただ、まだこれから通知等を出しまして、早急にそういったものも更に落ちていないような形で進めて、被

害はこれから変更あると考えておりますけれども、8割方は一応間違いなく調べられたと一応私のほうで考えてございます。ただ、あとの分に関しましては、どうしても軽微なものとか、そういうものを含めて、もし挙がっていなければ、今回の広報の中で私のほうで集約をしながら100というものに持っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非産業課を挙げて、この被害の実数確認はしっかりとやっていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。この国の復旧対策などの助成金ですね、補助率。国が30%から50%に上げたと、この補助率。そして、県の補助率は上がって来ているのでしょうか、来てませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

国のほうでは50%、そして、これは実損に対する今回、再建するためのものに対しての50%という形で示されておりますが、県は現在のところまだ補助率とかまでは示してございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） あの国のほうは撤去費用も含め再建までの50%というようになことでなっているかと思っておりますけれども、私ちょっと聞いたところによると、当初は国が30%、県が30%というような、この50%出る前の話で私ちょっと聞いた話なんですけれども、そうすると、町のほうで何とかやれば10%か20%の農家負担でできるというような話を聞いたんですけれども、そのような話は聞いておりませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

国としては10分の5という形で、50%の分は明確に来ております。それは先ほど言いましたとおり、再建にかかる費用、あとは撤去費用に関しては、基本的には自治体のほうで組んで、生産農家の方の費用負担のないようにというような報道の内容になっております。ただ、それは内容はそうなんですけれども、現実的には撤去費用というものの上限は示されております、様々なハウスとか。ですから、その中において早急に取り組まなくちゃならない人が個人でやった場合と、そういったものに関しての大枠の意味で、県のほうではまだ補助率等が決まっていないんじゃないかと思っております。今現在では、そういう補助率の内訳はなんぼというまでは、やはりまだ示されない状況でございますので、答弁書にもございますように、今後、県と協議をしながら早急に出していただき、あとは今言ったように、撤去を急ぐ方に関しましては、産業課のほうでも早急に農家の方々に通知を出しながら、その辺の周知徹底を図りながら、皆様の方からのきちとした内容を私らのほうに

情報として入れていただき、それでは対応の方も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） この撤去は農家がやるんですよね。新規に再建に向けた補助をどうするかなんですよね。今まで原発事故、震災以降、農家は多くの苦勞をしてこの3年間やってきたわけです。そして、この大雪によってもう再建、もう農家をやめようかというような方も中にはおります。そのような方々に手を差し伸べるために、町として大きなといいますか、県、国、そして川俣町を含めた助成をして、農家の再建に向けた形を取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

これも先ほど町長が答弁書で述べておるとおり、議員ご指摘のとおり、農家の今の生産意欲、今後の継続意欲を無くすようなことがないように、国としても早急な対応、県としてもそう、町としても同じでございます。そのような形で積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 国は決まっております。県がやらないのであれば、町は独自でやりますというような返事はいただけませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

先ほど私のほうで答弁で申し上げましたとおり、早急に2月16日には、県のほうにも要望を行っております。また、全国町村会長名で、これは国の方に2月26日に同じような要望をしております。また、2月28日には、県の町村会長、県の議長会長連名で県のほうにも議員お質しのような内容を含めた営農支援についての要望書を出してきたところでございます。現在の状況につきましては、ただいまそういう答弁の中で申し上げたとおりでございますけれども、これは国も県も町も一体となって農家の皆さん方が、この震災3年目の大雪によって本当に営農意欲を失うようなことのないようにやっていくのが、今回の雪害対策での農家を支援する大きなことではないかと思っておりますので、お質しのようなことも含めて町といたしましても、積極的に支援体制をやっていくために今、調査事業に入っておりますが、そのことも国にも報告し、県にも報告し、具体的な対策を求めることで取り組んでまいりますので、今後ともご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非農家が生産意欲を失わないような施策を取っていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。大きく2点目の「町長3期目最終年の重点施策は」について移りたいと思います。町長はマイナスからプラスとあいさつの度に言っておりますけれども、現在のはどの辺にスタンスがマイナスにあるんですか、プ

ラスにあるんですか、プラマイゼロにあるんですか、その辺をお聞きいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の復旧、復興につきましては、まず、マイナスからゼロ、ゼロからプラスということでありましても、元に戻すことが大事だとも思っております。しかし、こういう状況でありますので、更に前を向いた復興をしていかないと、次につながる将来に向かったまちづくりをしていくことについてはつながらないと思っております。私はマイナスからプラスへというようなことの表現をしながら取り組んでいるところでございます。現在動いておりますことについては、まずは除染であります。これにつきましては、山木屋地区につきましては、農地の除染を暗渠排水工事を含めた除染をやっております。これは、今まで区画整理も含めた要望等が地元から出されておりましたが、今回の除染と併せて、そのことを全部こたえられるような事業にしようということで、これはプラスにするための除染だというようなことの位置づけの下に、国の方とも再三要望活動をしなが、それを認めさせて、今回、そのような事業をやっている、これは川俣だけだと思いますが、そのような事業に取り組んでいるのが、プラスへの私はことだと思っております。また、今、町内の除染に入りました。この終わったところについては、未舗装の町道についても、議員の皆さんと何度も議論させていただきましたが、それも行わせていただいております。これも私はマイナスからプラスだと思っております。これには2年度合わせれば約6億円近くの予算を計上するわけではありますが、今までにないこの事業だと思っております。これも今回の除染ということに併せることによって、より良い環境を取り戻すと、そういう意味では、私はマイナスから大きなプラスへ転じるものだと思っております。そのようなことを踏まえながら、今回の役場庁舎につきましても震災で壊れてしまいましたが、この財源等についても国のほうの負担をとにかく求めてまいりましたが、それも認めてもらうというようなことになりましたし、今、企業誘致等もやっておりますが、これも6次化産業化も含めた新たな産業誘致ということで今、取り組んでおりますけれども、今もそういったことでは継続的な動きをしながら、プラスに向かった町の再生を図っていきたいというようなことでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 私は、この除染をしても、まだプラスにはならないと思っているんですね。除染がすべて終わって、そして、日々の暮らしが戻る、平穏な暮らしが戻る。そこで初めてプラマイゼロで、ゼロからの出発というふうになると思うんですが、町民はまだ安心して暮らしていないと思うんですけれども、どう思いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問にお答えします。

議員お質しのように、除染の効果がまだ現れないところがありますし、まだ、私

はこれは見なくちゃならない。そんな思いで答弁申し上げておりますけども、今年もモニタリングの予算を付けまして、そして、線量が高いところについての低減のための除染をするというようなことでやっておりますので、そういったことでしっかりと除染をすると、徹底した除染を進めていくということが大事だと思っております。それで、やっぱり目に見える形でやる。ただ、今申し上げましたことは、それと併せて、そのような申し上げたようなことも踏まえてやりながら、より除染の効果を高めていきたい。それで、プラスにしていきたいんだという思いでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 今日で震災から3年目ということで、ここに今日の民友新聞に出ていた広野さんのコメント、メッセージ、避難者が今後の生活に安心を持てる方向性を一日も早く示してほしい。こういうコメントを広野さんがここに出しております。山木屋の除染は一向に進まない中で、このような町民の不安が報道されております。町長は、このメッセージについてどう思いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 私も今朝新聞で見させていただきましたが、広野さんも山木屋地区の自治会長として、また、仮設のところの会長さんとしても日々住民の皆さん方と膝をつき合わせながら、いろんなことでの話し合いをしながら、復旧に向かった取り組みの支援をいただいております。そんな思いを込めた話だと思っております。私もそういったことをしっかりと受け止めて、早期復旧に向けた事業、遅れているものは早めにするということを国にもしっかりと求めながら、3年目をまた心新たにしていって取り組んでいかなくちゃならないと思った次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 是非避難者の方々も安心が実感できる施策を是非とも進めていただきたいと思います。

次に、「庁舎建設は予定どおり進むのか」の再質問をさせていただきます。今、庁舎跡地に事務所が構えてあります。その事務所、除染が終わるまではそのままになるのか。それとも6月いっぱいくらいで事務所は返していただけるのか、それとも10月ころまで事務所としてあそこに置くのか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

昨日も申しましたように、最初の約束では、長くとも2か月ということで言っておりましたが、今回、業者の方が来ていただいて、延ばしていただきたいという話がありました。1か月という話をしてございます。10月とかは、そういう話はしてませんで、最高5月という話で、話としては1か月という話をしてございます。庁舎の建設については、町長が申しましたように早急にやるということで、28年度の3月までの完成を目指して今、やっているということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 用地交渉、買収についての用地交渉を進めてはいるというよう
なことでございますが、聞くところによると、前来たまま全然来てないんですけ
ども、どうなってんだべというような話を聞きますけども、近々に用地交渉に行っ
たのはいつ頃ですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今年度は行ってません。去年の10月ころで、その後、舗装とかまだ決まってい
なかったものですから、それを今度計上しながら交渉をしていきたいと思ってお
ります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ちょっと今、時間止めます。暫時休議します。

（午前10時52分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午前10時59分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長答弁願います。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

先ほど今年度中ということをお答えいたしました。今年ということで訂正をお願
いしたいと思います。昨年は8月、9月、10月と集中して行っておりましたが、
最近は電話とかでは話はしておるんですが、今後、補償金等の金額を提示しながら、
交渉をしていきたいというふうに考えてございます。以上です。

最後は、10月15日になります。ただ、その後電話等では何回か話をしており
ます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 10月中旬以降は交渉はしていなかったというふうなことで、
あまりやっていなかったというようなことは聞いてはいたんですけども、こんなに
ゆっくりしていたのかなと思っております。この庁舎建設も進め、そして、山木屋
の除染も終わり、山木屋の方々が全員帰還でき、そして、普通の暮らしに戻ったと
きがプラマイゼロでありますので、そこからが本当の川俣町の復興に向けた取り組
みになりますので、その辺しっかりと胸に秘めながら、この町政を進めていただ
きたいと思っております。

そして、最後にこの町マイクロバス、この質問、一昨年12月に私がこの質問を
いたしました。それ以降、車、前向きに、そしてまた、検討が出てきました。しっ
かりと検討していただいて、町民の安心、安全を担保していただきたいと思います。
これをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で高橋真一郎議員の一般質問は終わりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は、11時15分といたします。

(午前 11 時 00 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、2 番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 2 番 高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

さて、本日 3 月 11 日は、東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所の原発事故から丸 3 年目を迎える大切な日であります。震災及び原発事故が要因となって、亡くなられました方々に改めてお悔やみを申し上げますとともに、いまだ避難生活を余儀なくされている山木屋地区の皆様をはじめ、すべての被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げるものであります。

この 3 年を顧みるとき、経験したことのない原発事故への対応とはいえ、政治にかかわる 1 人として、町民皆様の抱える様々な不安と不満、とりわけ目に見えない放射線と日々向き合い暮らし続けていることへの葛藤、そして、放射線を浴びる生活へ慣れきってしまったことへの恐れと怒りの声に、私たちが真摯に対応してきたのだろうか。放射性物質に汚染されたこの川俣町で必死に復旧、復興に立ち上がろうとしている住民の皆様に、とりわけ、ふるさとを追われ、自宅で暮らすことを奪われ、子や孫との楽しい生活を奪われた山木屋の人々の切ない心からの叫びにこたえ、明日への希望を持てる復興への道筋が示すことができたのだろうか。政治が果たすべき未来への夢と希望を提示してきたのだろうか。このことを考えると、誠に慚愧に堪えません。この思いは私だけでなく、古川町長も同じだと思います。その後悔の気持ちを下に、先に通告した 3 件について質問をいたします。

まず、第 1 点は、除染事業以外遅々として進まない復旧、復興事業であります。25 年度の予算の執行状況について、細部 3 点についてお伺いをいたします。

1 つ、支出負担行為における予算の執行率はどうなっているのでしょうか。

2 つ、支出ベースにおける予算の執行率についてお尋ねをいたします。

3 つ、現在の執行率で議決された事務事業は、年度内に簡潔するのでしょうか。

次に、26 年度の重点事業についてお伺いをいたしておきます。

最後に、2 月の大雪被害の状況と大雪によってもたらされた農業被害等に対する対策、対応。更にこの雪害対策の経験を現在、策定中であろうと思いますが、防災計画に反映するお考えがあるのかどうか、町長の考え方を質しておきたいと思えます。非常時の中であります。リーダーとしての町長の簡潔、明瞭な答弁をご期待申し上げます、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

1 点目、「復旧、復興事業の取り組みが遅れているが、25 年度予算の執行状況

は」の(1)、「支出負担行為における予算の執行率は」についてのご質問でございますが、通常予算における2月末現在の執行率といたしまして、235億69万3,000円の予算額に対し、支出負担行為額が184億9,689万1,000円となり、支出負担行為における予算の執行率は78.7%となっております。また、新年度からの繰越明許にかかる予算分につきましては、同じく2月末現在の執行率といたしまして63億3,229万9,000円の予算額に対し、支出負担行為額が55億6,693万8,000円となり、87.9%の執行率となっております。

次に、(2)、「支出ベースにおける予算の執行率は」についてのご質問でございますが、通常予算における2月末現在の執行率といたしまして、予算額235億69万3,000円に対し、支出額が103億2,428万1,000円となり、支出ベースにおける予算の執行率は43.9%となっております。また、前年度からの繰越明許にかかる予算分につきましては、同じく2月末現在の執行率といたしまして、予算額63億3,229万9,000円に対し、支出額が55億6,340万8,000円となり、87.9%の執行率となっております。

次に、(3)、「現状の執行率で議決された事務事業は年度内に完結するのか」についてのご質問でございますが、今年度及び前年度について、それぞれ2月末現在で執行率を比較いたしますと、前年度においては予算額が254億4,183万8,000円に対し、支出負担行為額では190億4,984万5,000円、執行率は74.9%となり、本年度は前年度と比べ3.8ポイント上回っている状況であります。また、同様に支出額につきましては、前年度の予算額が254億4,183万8,000円に対し、前年度支出額が102億950万1,000円、40.1%の執行率となっております。こちらも本年度が3.8ポイント上回ったところであります。過去最大の予算規模となった前年度は、除染にかかる事業や普通建設事業において、仮置場の選定が難航したことに加え、降雪や凍上など、厳しい気象状況の影響等もあり、全体で17事業、63億3,229万9,000円の予算を本年度へ繰り越したことでありますが、これまでもおおむね完了しております。本年度におきましても、昨年同様、除染における仮置場の選定が難航したことや、先月の記録的な大雪の影響により、除雪対策事業や山木屋地区の暗渠排水工事、学校等の遊具更新事業などに繰越明許費の設定を予定しておりますが、その他の事業につきましては、執行管理を徹底し、年度内の完了を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目、「26年度の重点事業は何か」の「平成26年度における重点事業は何か」についてのご質問でございますが、第1は、東日本大震災からの復興、再生にかかる各種事業の確実な推進であり、町ではこれを最も優先すべき事項と位置づけ、被災者の生活再建に向けた環境整備のため、復興計画に基づき各種事業に取り組んでまいります。具体的には、計画的な除染の徹底、復興公営住宅の建設、住宅団地の造成、子どもの屋内運動場の整備、産業再生や企業誘致による産業の振興、雇用の確保など、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興の観点からも、

一日も早い復興、再生を目指してまいります。

第2は、役場庁舎の建設でございます。役場新庁舎につきましては、建物の概要を定める基本設計が終了し、現在は建物の構造や設備の詳細を検討し、設計図や仕様書を作成する実施設計の段階に入っており、鋭意進めているところであります。平成28年3月までの完成を目途に、住民サービスの向上等の観点から町の将来を見据え、広く町民に利用され、親しまれる新庁舎を目指してまいります。

第3は、南小学校屋内体育館の改築でございます。南小学校屋内体育館は昭和29年に建築され、既に60年が経過していることから、老朽化が著しいうえ、東日本大震災によって壁にひびが発生し、更に、壁が剥がれ落ちるなど、痛みが激しい状況であります。また、南小学校は、現在、避難生活を強いられている山木屋小学校の児童の仮校舎としても使用されており、早急な改築が求められております。学校施設は児童、生徒の学習、生活の場であるとともに、その多くは災害時において、地域住民の避難所として活用されるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要であります。東日本大震災においても、学校施設は発生直後から避難してきた多くの住民の方々の避難生活のよりどころとなったことから、新年度において、新たに改築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上が平成26年度の主な重点事業でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目、「大雪被害の状況と対策及び防災計画にこの経験は反映されるのか」についての(1)、「大雪被害の状況は」についてのご質問でございますが、昨日、1番 村上源吉議員に答弁したとおり、建物被害につきましては、3月3日現在で11件の被害となっており、雪の重みによる屋根の損壊や倒木等による被害であります。積雪に関する相談被害は6件あり、屋根への積雪に関する不安や積雪により、自宅に取り残された状況に関する相談であります。いずれも消防団や警察署など、関係機関と連携をとり、適切に対応したところであります。また、自主避難に関する支援を行ったほか、自宅進入路が通行不能となり、119番通報による救急搬送を要請するにあたって救急車が入れないとの相談については、除雪により対応しております。更に、自宅の除雪作業中、屋根からの落雪が直撃し、骨折する重傷を負い、緊急搬送されるという人的被害も発生したところであります。

続きまして、停電の被害でございますが、降雪が最も激しかった2月15日の午後10時現在では、378戸の停電がございました。それ以降、2月16日の午後9時現在で300戸、2月17日の午後6時現在で117戸が停電という状況でございましたが、17日中には全戸が復旧した経過となっております。

次に、(2)、「農業被害等に対する対策は」についてのご質問でございますが、先に3番 高橋真一郎議員へ答弁したとおり、2月26日現在、本町の被害につきましては、パイプハウスの倒壊などの、農業用施設の被害が86件、被害額は1,434万円であります。また、農作物や家畜等につきましては、被害額が326万円であり、合計で1,760万円の被害状況となっております。被害の対策につきま

しては、今般、提案の補正予算において、県の農業等施設復旧資材購入事業を活用し、ハウス等にかかる資材購入経費の一部を補助する費用について計上したところではありますが、その後、国から倒壊した農産物生産施設の撤去費用に加え、被害前と同程度の施設復旧に必要な費用や修繕費用及び付帯施設の整備費等に対応した補助対策である被災農業者向け経営体制支援事業案が示されたところでもあります。国では、当該国事業を活用した災害対策事業を実施することを明らかにしておりますが、いまだ内容や補助率等について明確に示されていないことから、引き続き積極的に情報収集を行い、国及び県と緊密に連携しながら、早急に支援制度の構築を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、(3)、「防災計画への反映は考えているのか」のご質問でございますが、大雪に対する災害対策及び防災対策につきましては、現時点で地域防災計画に記載されておりますが、次年度においても、地域防災計画の見直し作業を進めることとしておりますので、今回の教訓を生かし、除雪が思うように進まない状況においても、積雪により身動きが取れない方などに対して、その安全を確保するため、速やかに状況を確認し、対応できる体制を整えることができるよう、緊急対応体制の構築について、地域防災計画へしっかりと反映させていきたいと考えております。また、先月の大雪では、通常の生活を送るうえで、不可欠な電気について、最大で町内の378戸が停電し、更に復旧まで3日間まで要したことは、極めて深刻な被害であったと考えております。復旧まで3日間を要したということは、東日本大震災時と同じ期間を要したばかりでなく、震災時には日々電力が確実に復旧した一方で、今回は3日目でも100戸以上が停電したままであり、全面復旧は深夜にまで及んでおります。そのため、地域防災計画の見直しと併せて、東北電力株式会社福島営業所と交わっていた災害時の協力体制の確認文書について改めて点検を行うなど、電力会社との連携を一層深め、一日も早い電力の復旧に向けた体制の整備にも努めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、再質問させていただきますが、まず、最初に、24年度予算が25年度に63億3,200万円ほど繰越明許されているわけですが、ただいまの町長の答弁では、執行率が支出ベース、負担行為ベースどちらも87.9ということですね。ですから、7億円近い事業費が2月末現在でまだ発注もされてないというふうな状況だと思うんですが、この残っている事業は何なんでしょう、7億円近い金が残っている事業というのは、何があるんでしょうかということと、3月中にそれは完全に発注され、完結するんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

25年度の現計予算につきましては、3月の補正予算で除染対策事業費等の減額を25年度の現計予算につきましては、減額をこれからするんですけども、繰り越しにつきましては、ちょっと精査していなかったものですから、後で述べさせてい

ただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、質問中に分かるように答弁いただきたいんですけど、それでは違うことを質問しますが、町長ね、24年度は川俣町で初めて最大規模の予算を組んだんですね。そういった中であっても、職員の皆さんの努力によって繰越明許費は63億円と、総予算に占める割合で言えば25%だったんですね。ところが現在、この3月議会に補正予算が提案されておりますけれども、25年度の予算で言いますと90億円なんですね、今度繰越明許費は。実に40%が繰り越しされるということなんですけど、これら原因はどこにあるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

24年度、25年度でありますけども、大きな理由は、やっぱり除染の経費、予算の継続にかかるものが一番大きなものになっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 除染の24年度の繰越額は59億円なんです。それに対して、今回3月議会に提案されている除染の継続繰越費は86億円なんですね。たぶん4割分は、前払いで私、支出しているんじゃないかと思うんですが、何で昨年に比べて除染事業費総体は減っているはずなのに繰越額が膨大に増えてくるのかというのが私よく分からないので、今、町長言ったとおり、除染だという話なのか、それだけが原因なのか、その辺明確にお答えいただきたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

25年度から平成26年度に繰越明許するお質しの総額の90億3,000万円ほどの中で、除染対策事業費が86億7,000万円ほどになっておりますので、町長がただいま申し上げたとおり、除染対策にかかる費用が多額に残っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 課長ね、それは町長ね、見れば分かる話なの。だけど、除染の委託費というのは4割前払いしているわけじゃないですか。にもかかわらず、何で去年よりも除染の経費が30億円近い金が繰り越しになるんですか。4割払ったらば、100億円だって40億円だから60億円しか残らないわけじゃないですか。それが、なんでこの86億円も残るんですかということをお前は聞いている。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、お質しの原子力災害対策関係の繰り越しの中身でございますが、今般、いろいろと消費税のアップというようなことで、今回、出てきております。これは5%から8%というようなことでございます、1つは。あともう1つは、2月5日現在でスライドということで、単価が上昇したということで、今回、繰り越しに伴いま

す今後、変更契約等々がでてきた段階で、その分の見越したやつで変更契約をする。そのようになってございますので、今般、議員お質しの発注をしたあと40%の前払いは実施をしております。それ以外に今回想定をされておりますけれども、おおむね16億円ほどスライド、アップの関係、あとは消費税のアップの関係ということで、今般16億円見込んだ増という形で今回、上げさせていただいております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今のように説明していただければ分かる、私も理解できるんですよ。たぶんだから、町長自身も首脳部の皆さん、分かっていないんだと思うんですよ。だって、金額そのものは減っているわけだからトータルで言えば。それなのに増えていくということは、別な要因があるから聞いているんですよ。

それは分かりましたので次に行きますけど、それではいろいろ町長は26年度は目に見える復興の年にするんだと、あちこちでごあいさつなさっているようですが、目に見える前に、決まったことはどうなっているのか確認しますので、端的にお答えください。西部工業団地の開発許可申請ね、24年からずうっと繰り越しているんですけど、これは業務は完了したんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

業務のほうは、県との協議のほうはしておりますので、成果品という形で業務を完了しております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 時間なくなっちゃうので本当はちゃんと聞きたいんだけど、あと予算のときに聞くから完了したということを開発許可がもらったのかどうかは、あと予算審議のときに聞きます。

あと中心市街地活性化基本計画ね、これ26年度もまた500万円、25年度も500万円上げて、また26年度も計画づくりやるんだというんだけど、これはいつ完成する予定なんですか。

じゃ、いろいろ各課にみんな関わるから、一応全部言っておくから準備して的確にお答えいただきたいんですよ。

あと防災計画ね、これも25年度予算を取って、26年度また予算取っているのね。これもいつ完成するんですか。防災計画では、ずうっと震災以来、見直し始まって、永遠に3年間続いているんだけど、いつ完成するのか。あとね旧庁舎の付帯建物の解体工事、これ繰越明許で出ているんだけど、いつ発注するんですか、これは。それから町勢要覧、今年新しく作った。これも同僚議員の質問で、昔の町勢要覧は合わないということで、災害後の町勢要覧に直すべきだという話があって、25年度予算136万8,000円ほど取っているんですけど、これは完成したんですか。あとね、山木屋地区の土地改良事業やってどうのこうのって除染と一体うんぬんかんぬんって言っているんですけど、これも土地改良事業そのものの議会の議決というのはいつ提案になるんですか。

それから、スマートコミュニティ構築事業ね、12月13日の町長やった専決補正で約3,000万円弱の基本計画作る予算を取っているわけだ。これはできたんですか、何をこれで網羅したんですか。

それからね、もう1つ、復興住宅等調査業務委託料というのが、当初予算にあるんですよ、25年度。これの完成品というのは、成果品というのはあるんですか、終わったんですから。以上。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 中心市街地の活性化の基本計画のことについてご答弁いたします。

まず、川俣町中心市街地活性化基本計画は、策定委員会を6回重ねまして、中心市街地活性化の基本計画書は作ります、策定いたしました。ただ、国の認定を受けると私お答えいたしております、その国の認定を受けるのには、それとなる主たる内容とする事業が確定しておりませんので、基本計画としては策定し、今年度、平成26年度におきましては、その事業のうち23事業、この事業の中で、主に社会的資本整備交付金を活用して行う事業が6事業ございます。この事業を総括するためには、都市再生整備計画書の作成をしなければなりません。それを26年度に計上したものでございます。当該委託をやりながら23年度には、先ほど申し上げました国の認定を受けるものを都市マスタープランも今年度計画しております。そういったもののすり合わせを重ねつつ、事業の絞り込みを行い、国の認定を目指し、今後、それに向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

防災計画につきましては、25年度3月で終了となります。3月7日に防災会議を行いまして最終決定をしておりますので、今月中に完成することになります。

旧庁舎付属建物解体工事ではありますが、繰越明許していただいて4月から早く6月までの完成の予定でございます。

町勢要覧につきましては、今現在、作成中で今月中に出来上がるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 山木屋の総合整備に関してのご質問にお答えいたします。

昨日、6番議員 菅野清一議員のほうからご質問を受けました。総事業費に関しましては、県のほうに確認いたしまして、全体事業費は今回の概略設計の中の発注したものにしまして14億7,000万円で確定したということで確認をいたしました。その事業の14億7,000万円の概略設計を平成25年度で完成をいたしまして、平成26年度におきましては、県営事業におきましてこの山木屋地区、水田を基本として対象だけにしております。240ヘクタールに関しましての用排水整備関係の詳細設計に入り、26年度から除染と一体として業務を進めるために

一部工事の発注をし、27年度除染の完了に合わせまして、竣工を目指すものでございます。

今年度発注しております暗排に関しまして、1、2、甲2区に関しましての事業の進捗でございますが、これに関しましては、除染のほうとの進捗に合わせて事業を進めておりますので、繰越業務をし、26年度の8月を目途に完成を目指しているものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめに、1点目のスマートコミュニティ構築事業にかかる計画についてでございますけれども、この計画策定につきましては、特に山木屋地区の置かれております現状を踏まえたうえで、災害に強いまちづくりを目指すほか、再生可能エネルギーを導入して、それらを基盤としたこれからの山木屋地区の復興、発展の基礎となるための施設の整備、そこでの農業を中心とした産業振興、産業復興、安心して暮らせる生活など、これらを実現するためのまちづくり計画を策定するもので、年度内の工期で計画書があがってくるものでございます。

それから、復興住宅等の計画策定の予算につきましては、復興住宅等ということで、具体的には町で計画しております企業誘致にかかります用地につきまして、その開発等の計画策定を年度内完成予定で現在、実施をしているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

26年度の予算であります、現行計画の検証及び見直し作業ということで計上してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 先ほど答弁できなかった部分につきまして、再度申し上げます。

平成24年度から25年度に繰り越しをしている事業の中で、執行率が低いのではないかというお質しでございましたけれども、24から25に繰り越しをしました除染対策事業委託料の中で、不用額が7億5,000万円ほど現在ございます。

それから、災害廃棄物処理にかかります倒壊家屋等の解体工事請負費につきましても、1,300万円ほど不用額が生じているということで、事業につきましては確実に執行しておりますけれども、繰り越しました事業費全体が執行に至らず不用額が生じているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上で先ほど答弁できなかった部分の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これね、最初の質問に戻るけど、結局不用額87.9というけど、不用額だから100%終わっているということだよ、逆の言い方をすればね、後で決算で落とすんだから、そうですね。ということは、除染の不用額が7億5,

000万円も出たということは、何の原因なんですか、これ。だって、契約して繰り越ししたわけでしょう、除染については。なのに7億5,000万円も出て、一方、26年度予算では30何億取って24年度やったところの不徹底な除染については、再度除染をしますと、20メートル範囲やりますとかねいろいろ言っていますよね。この7億5,000万円余った理由は何なんですか、これ。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

24年度の繰り越しの部分で、要するに残額ということで7億円ほど余ったわけでありまして、中身につきましてはいろいろと除染のほうの結果といいますか、最終的に精査を受けて、その部分を確認をして再度単価等々変更設計を行いまして、予算残額として7億5,000万円が残額になったというところであります。中身等については、各々の家のほうの面積の関係とか、いろいろと予定をしていた中身の部分、又は仮置場等々の中身の詰め込み等の戸数の減等々があるというようなことでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） その件については了解しました。

それで了解できないのは、産業課長が答弁した山木屋地区の土地改良事業、最初の話はいいですか、25年度の当初予算出すときの話では、土地改良事業だから町の議会議決を受けないと事業ができないんだと、こう説明して始まったんだよね。これは必要なくなったんですか、それを確認しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問に答弁いたします。

今回、復興交付金ということで答弁の中で町長が答えておりますけれども、現在、県のほうで事業内容に関しまして、加速度事業等々の事業の検討をしております。その中で事業のみ執行するには法手続き、土地改良事業の法手続きがなくともできるというような補助メニューになっているというのが今、現状でございますので、県が進めております事業に関しまして、法手続きが要らないということなので、議会に対する土地改良の承認はなくても進められるということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、それは議会には1回も言ったことがないですよ。私1回も聞いたことがないです。私、産業建設常任委員会にいますけど。当然、全議員知らない話だと思いますよ。土地改良事業でやるんだと言って当初予算取って、先行して甲2区とか、戸草地区とかやりますよとか、蕨平地区やりますよという話は聞いたことあるけど、でも、いずれにしても土地改良事業だから議会の計画を作って議会の議決を受けるんですというふうな話で、それが本当は今議会の予定だったのが、遅れて今年の6月になるんじゃないかなという答弁を前にもらったわけですが、それが、いつのまにか今度何の議会の審議もなく進むということなんですけど、その県が作った計画というのは、じゃ我々議員も含めて、山木屋地区住民

の方々はどこで知り得て、どこで参画できるんですか、その県が進める土地改良事業に対して。その担保ってあるんですか、どこかに。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

先ほど述べたとおり、あくまでも計画として今現在、県が進めている事業は法手続きを伴わないというもので採択しているということで、確定したことではございませんので、まだ、議会のほうには報告しておりません。

あと前の答弁の中で私述べましたとおり、土地改良法手続きが年度内に間に合わない場合には、6月ということもございますので、これは事業の内容が確定し次第、きちっと皆様のほうにご説明してまいりたいと思います。

あと山木屋地区の皆様方に関しましては、各地区ごとに説明をして回ってきております。ただ、その中においても、確かに法手続きの話はしておりますけれども、事業を実施する段階では、改めて詳細につきまして皆様にご相談をかけながら、詳細設計ができた段階で改めてご相談いたしますということで説明会はやっておりますので、実施の段階におきましては、皆様のご意見が反映されているのか、内容等をきちっと精査しながら工事等を進めてまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、スマートコミュニティも同じなんだけど、あと復興住宅もそうでしょう。復興住宅等調査業務委託料と書いて何をやっているのかと言ったら、企業誘致の調査をしていますと言うでしょう。等と書かれているからと言ったって、復興住宅の話を冠に挙げてだよ、予算使っているのは企業誘致だと。これはねルール違反じゃないですか。それから、スマートコミュニティもそうじゃないですか。山木屋のまちづくり計画を作っていると言うんでしょう。ですよね。したらば、町には川俣町復興計画とあってね。前から私言っているけど、川俣町の復興計画の中に山木屋も網羅するんですと、これは前任者の企画財政課長からずうっと引き継いでいる話ですよ。じゃ、今作っているスマコミの中身というのは、いつになったら復興計画になってくるのかといろいろあるわけ、課題。それでね町長ね、ほかのこともやらなくちゃいけないからやめるけど、いいかい、町長の政策判断というのは、私はいつも不明瞭でないかと思うんですよ。不明瞭なうえに、時期がいつも遅い、判断するのが。だから、今の土地改良の話だってそうじゃないですか。去年提案するときから、じゃ、一番最初提案するときには、町が事業主体だから話をしているわけよ、産業課長、私から言わせると。だから、土地改良事業を議会で議決しなければならないという話になるわけじゃないですか。それがいつの間にか県が事業主体になってしまって今度、議会は関係ありませんよと。この事業は、そのまま計画すれば、議会の審議は要らないんだということになるでしょう。スマコミもしかりじゃないですか。そのことが私たち議会もそうなんだけど、ずうっと3年間、川俣町役場の皆さん見ていると、庁内でも情報が共有化されていないと思う

んですよ。なんだか分からないんだと。企画でやっているんだと思ったら、急に復興住宅みたいに建設課に行ったりだよ、全然情報が庁内でも共有されていないし、更には、政策調整会議だとか庁議ってあるんだけど、そこでも十分議論されていないと私は思うしかないんですよ。庁舎の話しかり、復興住宅の話しかり、スマコミしかり、土地改良事業しかり。だから、もうちょっとね、みんなで情報を共有するということを町長きちっとやって、そして、バランス取らないと、なんぼ目に見える政策だ、復興だなどと言ったって、何をやっているんだか分からない目に見える形の復興になると私は思うんだけど、町長ね、この3年間反省したときに、今の事業の進め方ね、きちっと考え直すと。国、県とさっきも言ってたけど、国、県ではなくて町がどう考えるかということをみんなが望んでいるわけだから、その辺ね、町長の反省はないんですか、こういうふうにはばばらになって、事業は遅れるわ、何をやっているのか分からないわ、所管課はすぐが変わってしまうわと、この体制について、町長の反省というのはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今いろいろと質疑があったわけでありましたが、まず、今、議員お質しのように、今やろうとしていることを冠にしてやるということが本当に大事だと思っております。そういった面では、私日々そのことを気にしながらやっているんでありますが、今回も復興住宅の関係と企業誘致ありましたが、等とあれば何でもできるということは、議員も知っている内容だと思っております。ただ、今、お質しのとおり、その明確にそれを出すということは、やはり町長としては大事なことだと思いますので、今後、そのような取り組みもしっかりと進めてまいる考えであります。

また、先ほど土地改良もありましたけども、これも土地改良事業になりますと、大変な規模の工事になります。そして、町が関わることももちろんでありますけども、そういった意味では今回、山木屋の復旧、復興を早く進めるためには、県や国が責任をもってやっていることから言わせれば、私はもっともっと前面に出てほしいということを国、県のほうにも言ってきました。そんな意味で、今回、課長答弁にあったように、一部と言いますか、方針が、方法が変わったわけでありましたが、ただ、それを議会に最初説明したにもかかわらず、それをやらなかったということについては反省をしております。今後も議会の皆さんとはですね、せっかくやる良い事業でありますので、情報の共有をしながら、庁内も含めて復興、復旧に向かった事業をしっかりと進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後1時00分）



○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き高橋道弘君の一般質問を続けます。

高橋道弘君。



○2番（高橋道弘君） 午前に引き続きまして質問をさせていただきますが、午前の最後の答弁で町長が、山木屋については国が前面にと、こういう話がありましたが、確かに責任は原発事故は国の施策として進めてきたわけでありますから、それはそのとおりなんです。ほかの首長とうちの古川町長の違いはどこにあるかというと、ほかの首長は、国が責任を取るということは、国がやれと言っているわけではないでしょう。地域を一番知っているのは、地方の自治体ですから、正に行政である役場の皆さん、議員である私たちが一番地域を知っているし、住民の人たちが一番知っているわけですよ。だから、金は出せと。政策何をやるかと決めるのは、我々なんだよと、地域を知っている。だから、金はちゃんと政府が補償しなさいよというのが多くの自治体の主張じゃないですか。それは南相馬の桜井市長であれ、隣の飯館の菅野村長であれ、そういうことを主張なさっているわけでしょう。ですから、全村避難であっても、国は全部除染も村全部やりますよと言ったのを、いや、そうじゃないんだと、村にもちゃんとやらせろということで、村が直営でやっている除染もあるし、焼却炉の減容化施設にしても、村が独自に造る焼却炉もちゃんと認めさせた経緯があるわけでしょう。だから、そこは町長ね、国が直接やるから国が責任を取ったということではないと思うんです。それは悪く言えば責任転嫁になっちゃって、本当の意味で地域を知っているやはり役場、町長、議会がきちっと関わって、自分たちが作った政策を国の補償の下に、責任の下に財源を補償させながら、進めていくというのが一番の責任の取り方だと思うんです。そして、なおかつ去年60億円繰り越してですよ、これだけ事業残っているわけだ、うまくいなくて。今年は90億円繰り越しするんですよ、予算が通れば。そうしたらもっとも現場の課長さん大変だと思うんです、私は。だから、きちっと政策を体系化して、町長が決断時期を間違わないで、きちっと早く結論を出してやれと言え、現場の課長さん方みんな知っているわけだから、もっと課長に権限、信頼を与えて私は仕事を進めるべきだと、こういうふうに思います。

時間がないので2番目の話にいきますが、2番目の重点事業の話で、一番先に復興公営住宅の建設、住宅団地の造成という答弁書をいただいたんですが、この住宅団地というのは、どこにどの程度の規模でお造りになるんですか、予算措置はどこにあるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

復興住宅、住宅団地の話でございますが、川俣町の復興住宅の候補地については、旧川俣精練跡地と壁沢地区の用途地域、住宅用地のところを予定しております。そこには復興住宅と住宅団地、これは戸数まだ固まっておりますが、20～30戸くらいは取れるかというふうな判断に今立っているんでありますけども、こちらの

方を併せてあそこを開発計画で今、県のほうと協議をしておりますが、まだ、正式には決まっております。ただ、そういった住民の皆さん方の住宅団地の要望等も出されておりますので、今回の復興住宅を併せた用途の活用を図るためにもという思い、そしてまた、早く地元にも定着するための方針というものを明確にしていこうということで、住宅団地ということであそこに併せて整備していきたいと、そんな考えで県のほうと今、協議に入っているところでありますので、具体的になれば、また、議会の皆さん方にも復興住宅の建設と併せての協議を重ねながら具現化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。壁沢です、壁沢地区。川俣町西戸ノ内か、雇用促進住宅のあるところですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 壁沢に住宅造るというのは、今日初めてお伺いをしたわけですが、予算上はどこにも載っていないというふうな解釈でよろしいんだかと思うんですが、私も予算書は丁寧に見させていただきましたが、それを進めていきたいということなんですね。すると年度途中でもこの予算は出てくるということですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁をお願いします。町長。

○町長（古川道郎君） 年度の途中で補正予算を組んで対応していくような考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それこそね、そういうことであれば、25年度で取った住宅団地造成等業務委託料なるものが出てきても良いんでないかと思うんですが、県でやるわけではないですよ、これ町でやるんですよ、たぶんね。県は団地造成はしないということになっているはずですから、復興住宅しか造らない、災害公営住宅しかやらないということになっているわけですから、早期に決まれば議論ができるようにご提示をお願いしたいと思います。

それで、この重点事業が3つ、南小の体育館の話まで載っているんですが、入学祝い金制度だとか、これは町長から見れば重点事業ではやっぱりないわけね、同僚議員がこれほどやるのになんで新聞にも載らないんだという話がありましたが。私は重点事業なのかなと、そういう答弁がくるのかなと思っていたんですが、これは重点事業でないということで良いんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 重点事業の1つであります、いっぱい書くところがなくて、代表的なものだけ挙げさせてもらいましたが、重点事業であります。子どもの子育て支援事業でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） よく解釈してね、漏れたというふうに考えればいいんでしょうけど、これね、3つ書いてよこしたんだけど、みんなハードの話なのね。これ3つともハードなんですよ。復興住宅、復興団地、役場庁舎、南小の体育館と、こうく

るわけですよ。だけど、丸3年を迎えて今、いろいろ言われているのは、やっぱりコミュニティをどうやって維持していくのかとか、あるいは子どもさんをはじめとして若い保護者の人々が、どういうふうに関わり定住していくということを施策として進めるのかということが、どこの自治体でも被災自治体一番の課題になっているわけですね、人口流出を止めるということで。そのことというのは、意外とソフト面の対策というのも非常に大切なわけですよ。そういうことからいうと、町長が直接答弁書書いたわけではないでしょうけど、そういうことが全く抜けてしまうということが、やっぱり一番の問題だと私は思うんですよ。何か町長、目に見えると言うから、目に見えるものは箱物だ、ハードだと、こういうふうに関わりイコールになってしまう。けども、目にも見えるんだけど、肌でも感じるというのが、安全、安心の話だし、未来の希望だと思うんですよ。だから、そこはやっぱり事務を司るというか、総合調整ね、最初の質問で言ったけど、政策をきちっと体系化されていない、体系化されていないから、こういう問題になって出てくるんだと私は思うので、そこはね、町長よく腹、肝締めて、もう1回26年度の施行に当たってもらえればと思います。

最後の質問に移りますが、この答弁書で被害の対策で、同程度の施設復旧と書かれているのね。同程度の、被害前と同程度の施設復旧に必要な費用や修繕費を補てんするんだと、対策するんだと。そうすると、産業課長から我々全議員被害の状況については、山木屋を除いてはいただいているわけではありますが、全壊であってもゼロというのがいっぱいあるわけ。すると、同程度と、同僚議員が質問しているのも、たぶん3番議員が質問したのも同じことだと思うんだけど、同程度ではゼロだった評価はゼロなんだよね。なんぼ補助率上げてくれても。それでは農業を維持していくということは、できないわけですよ。ですから、同程度という言葉は、いわゆる評価額で言う同程度なのか。そうではなくて、町長が言っている同程度というのは、同じものを今、造ったらば、それに関わる費用について補助するんだということでしょうか確認したいです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 同程度と言っても、同じビニールは買えませんし、また、内容も違って、鉄骨の値段も違います。ですから、私は同程度のものと言えども、やっぱり現状に合ったものでありますから、今、お質しのように超すものがかかり出ると思うんですね。そういったところにもしっかり対応していかないと、同程度とは言われないという認識で対応していきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） すると、そういうことであれば私も結構なんですけど、だから、評価額でこれは原価償却して10万円しかないとか、5万円しかない。その10分の5補助するとか、10分の8補助するということではない。実際にそれを今造ったらいくらかかるのかということの実態に合わせた補助をするということの。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○2番（高橋道弘君）　　いうことのご答弁をいただいたと思うんですが、そういうことで解釈をして、次の質問をします。

今回の大雪被害で、前から私、指摘している災害弱者への対応がね、今回もまた遅れたと思うんです。ですから、前から言っているんだけど、民生委員さんもいますし、行政区長制度もあるわけだから、事前に分かっているはずなのね。そういうものを防災計画だんだんできるんだという話なんだけど、きちっとやっぱりマニュアルに入れるべきだと思うんですよ。こういうときはどういうふうにして災害弱者の安否確認をするとか、避難誘導をするとか、あるいは通報先はどこにするんだとか、そういうことは考えているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　答弁申し上げます。

今回3月で終了いたしますので、そういった災害弱者についての対応については、26年度の見直しということで、あげていきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　町長、今までできたわけではないでしょう、災害防災計画って。まだできてもないのに、26年度に見直しの予算をあげているんだよ、おらいの町は。できて何か経験して足りないものが出たから見直しするというなら、私理解できるの、なんぼ54万円の見直しの予算だって。まだ作ってもいないものをなんで見直しするんだい。見直しする要素があるなら、今作っている中で見直しすべきじゃないですか。余計な54万円かけていることもないでしょう。今までできていないんだから。それをもう不十分なものができるという前提で、来年度予算で見直しをしますという話はないでしょう。だから、同僚議員も前から言っている震災の被害の概要をまとめて報告しますと言っているけど、これは今回3月にまとめる防災計画の中では全部網羅されて一体となって出てくるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（高橋清美君）　答弁申し上げます。

全部は網羅されておりません。それで、今年度についてはまだ終了してございませんので、そういったことを入れるかどうか、これから検討し、入れられれば入れるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　まだ終わっていないものは、やっぱり3月31日ぎりぎりまで頑張って、今、問題提起されていること、3年前から問題提起されていることもまだ網羅されていないという話なんですから、是非きちっとどこに出しても、ああまさか2年かかっただけあるわいというふうな防災計画書を作っていただきたいなと思います。

それと、あと緊急通報システムってね、総務課でなくて保健福祉課でやっているのかな。それもあるんだけど、そういうがなももっと拡大して災害時の活用にしたら良いんじゃないかと思うんですよ。だって、常駐で24時間やっているわけだし

よう緊急通報システム。そういう人たちはもっと加入者を増やせば、民生委員さんだの区長さん方にお手数を煩わさなくとも、障がい者の方とか一人暮らしの人は、優先的に町が付けてやるということにすれば、もっと有効的に、そして、確実に安否確認ができると思うので、それも是非考えに入れていただければと思います。

時間がないので最後にしたいと思いますが、町長ね、要は3年間ですよ。みんな不満とうっ積の中でやってきているわけね。なんでかという、町長は口では目に見える形、目に見える形と言うけども、実際、目に見えていないわけだよ、この3年間。何ができたかと言ったら、解体事業できて、除染やっただけの話。その除染もまだ半分というわけじゃないですか。私思うには、やっぱり町長自身がもうちょっと自信、信念、これを持つべきだと思うの。そして、町民に希望を与えると。これがないから、どこさ行ったらいいか分からない、各課長もどこ見て仕事をしたらいいか分からない。降って湧いたように急に子どもの遊び場は生涯学習課に行っちゃったじゃないですか、屋内遊び場なんて。今まで企画でやっていたんでしょう、あれ。企画でずうっとやってきたことが、復興住宅は建設課に行った。子どもの屋内遊び場は生涯学習課に行った。それではね現場の課長だったたまったものではないと思うんですよ、私ははっきり言って。だから、もっと決めることを早く決める。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○2番（高橋道弘君） そのことを町長の責任できっちりやっていただきたい。自信と信念と希望、これを胸に秘めて是非お願いしたいと思います。質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で2番議員 高橋道弘君の一般質問は終了いたしました。

次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。

私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や党後援会のほうにお寄せいただきました諸要求や願いの中から先に通告しておいたとおり、大きくは5点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

月日の経つのは本当に早いものでございまして、あの3・11の大震災から今日で丸3年目を迎えたわけであります。なぜ国は、すぐ廃炉にさせると言えないのか。東京電力福島第一原発の事故から3年を前にして、3月9日の日に、東京でございますけれども、場所は。東京で行われた原発ゼロ大統一行動が行われました。福島を忘れるな、原発の再稼働を許すな声が、官庁街や国会、首相官邸を包み込んだものと新聞報道もなされております。福島原発事故から1年も経たないうちに、当時の民主党政権は、事故を収束したと発表いたしました。その後、政権復帰した安倍政権も収束とは言えないと認めたものの、収束宣言そのものを撤回しているわけではありません。東日本大震災の津波で全電源を喪失し、炉芯が破壊された福島第一原発は、高い放射能のため1、3号機では、原子炉に近づくことさえできないわけであります。4号機からの核燃料の取り出しもようやく始まったばかりであります。放射性物質で汚染された水は増え続けているわけで

あります。屋外のタンクから度々漏れ出して、地上や海を汚しているのが実態です。事故やトラブルも跡を絶たないわけでありです。したがって、事故は拡大をしております。安倍首相の汚染水はブロックされているという言葉は、むなしく響くばかりであります。我が町の山木屋地域の住民の方が避難していることはもとより、原発周辺ではいまだに13万5,000人を超す住民が避難生活を余儀なくされているわけでありです。長引く避難が被災者の心身をむしばみ、福島県内の震災関連死は、震災で直接亡くなった人を大きく上回っているわけでありです。東京電力による賠償は遅れ、避難区域などの政府の一方的な線引きが被災者を不安に突き落としているわけでありです。福島原発事故は、原発が一旦事故を起こせば、コントロールはできず、長時間広範囲にわたって被害を拡大することを浮き彫りにしたわけでありです。安倍政権が原子力規制委員会が安全であると認めた原発について再稼働させると公言し、今月末には閣議決定をしようとしている新しいエネルギー計画で原発を重要なベースロード電源と位置づけようとしているのは、被災者私どもの現状に反するものであります。再稼働は中止し、新しいエネルギー計画は撤回すべきであるというふうに私は強く考えるものであります。具体的な質問に入りたいと思います。

大雪被害対策と今後の農業振興、除染の取り組みについてであります。

最初の1点目、今回の記録的な大雪が、2月7日、10日、そして14日から16日と続きました。東北や関東東海地方の太平洋側などに広い範囲で甚大な被害が発生いたしたところでありです。県でも2月24日、記録的な大雪に伴う農林水産業関係被害状況の中間とりまとめなどを行い、大雪の被害としては過去10年間で最高と発表がされたわけでありです。今回の大雪による本町での被害状況、倒壊したビニールハウス、宿舎、農作物、林業関係の被害など、町ではどのように把握をしているのか。また、被害金額はどのぐらいになるのか。今後、一日も早い農業の再開のためにも、崩壊したパイプハウスなどの撤去費用なども含めた再建に必要な財政支援はもとより、従来の枠にとらわれない、あらゆる支援を町として実施すべきであるというふうに考えるわけでありです。国に対して、激甚災害法なども強く求めるべきであるというふうに考えるわけでありですが、今後の町当局の対策、対応について伺いをしておきたいと思います。

続いて、2点目の質問、政府は、今日までの米政策を大きく転換し、1970年に始まった生産調整、いわゆる減反政策を5年後を目途に廃止するということや補助金を見直す、TPPを先取りするような政策を決定いたしました。これを受けて、福島県の佐藤知事などの談話も新聞報道がなされております。県知事は、米づくりが柱の本県農業の現状を挙げ、風評が根強く避難を余儀なくされている農業者も多いなど、他県と比べても大きな影響があると指摘。減反廃止で米価下落を招き、地域の共同作業の崩壊や耕作放棄地の増加を引き落とすことなどの懸念を示しております。今回の国の政策大転換による本町の農業に及ぼす影響は計り知れないというふうに考えるわけでありです。町長のこれらに対する所見と本

町農業の今後の再生に向けた振興ビジョンについて、具体的にお伺いをしておきたいと思うわけであります。

続いて、3番目の質問であります。農地除染については、前年に引き続き25年度も実施されているところでございますけれども、昨年と今年の実施面積は山木屋地区を除く全耕地面積の何パーセントの田畑がトータルで実施されたのか、各地区ごとの契約農家戸数、また、面積などをお伺いしておきたいと思います。また、今年25年度の米の全袋検査の結果はどのような結果だったのか、お伺いしておきたいと思います。また、当然のことながら、米の全袋検査や農地除染の効果などを見ながら、来年度の作付け方針を出すようになると思いますが、今後の当局の来年度の作付け方針、農地除染の取り組みなどの方針についてもお伺いしておきたいと思います。

続いて、4点目の質問であります。次の除染について、県の発表によりますと、県内農業用ため池1,640か所で底にたまった土砂などに含まれる放射性物質の濃度を調査した結果、約3割の450か所で国が処分責任をもって指定廃棄物基準値、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えたことを明らかにいたしました。本町のため池の除染実施計画など早急に作成し、除染に取り組むべきであるというふうに考えるわけでありますが、仮置場の確保も含め、今後の町の対策、対応についてお伺いしておきたいと思います。

続いて、最後の5点目の質問であります。鳥獣被害対策の拡充強化についてであります。本年は特に昨年に増して鳥獣被害、特にイノシシによる農作物への被害が増大しているわけであります。放射能に汚染されたイノシシを捕獲しても食肉には利用できないため捕獲が進まず深刻化し、本町の農業経営にも多大な影響を及ぼしているのが実情であります。今後、対策として、イノシシ1頭当たりの報奨金額も大幅に引き上げるべきであるというふうに考えるわけであります。捕獲隊の方々への狩猟税についても、全額助成すべきであるというふうに考えるわけであります。被害防止対策の拡充強化はもとより、捕獲隊の方々への更なる支援が必要というふうに考えるわけであります。また、新年度、26年度4月からは、現在の捕獲隊から実施隊へと編成替えになるというふうにもお聞きしているところでありますが、実施隊になれば、どのようなメリットなどが、具体的にメリットなどがあるのか、その点についてもお伺いしておきたいと思う次第であります。

以上、5点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質しておきたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員のご質問に答弁をいたします。

「大雪被害対策と今後の農業振興、除染の取り組みについて」の(1)、「今回の大雪による本町での被害状況、倒壊したビニールハウス、畜舎、農作物、林業関係の被害、被害金額など町ではどのように把握しているのか。一日も早い農林業再生の

ためにも町としてあらゆる支援を行い、国に対しても激甚災害法指定など強く求めるべきではないか」についてのご質問でございますが、先に3番 高橋真一郎議員、2番 高橋道弘議員へ答弁したとおり、2月26日現在、本町の被害につきましては、農業用施設及び農作物など合計で1,760万円の被害状況となっております。なお、林業関係については、今後、積雪量を考慮しながら調査を進めてまいる考えであります。

被害への対策につきましては、今般、提案の補正予算において、県の農業等施設復旧資材購入事業を活用し、ハウス等にかかる資材購入経費の一部を補助する費用について計上したところでありますが、その後、国から倒壊した農産物生産施設の撤去費用に加え、被害前と同程度の施設復旧に必要な費用や修繕費及び付帯施設の修繕費等に対応した補助対策である被災農業者向け経営体制支援事業(案)が示されたところであります。県では、当該国事業を活用した災害対策事業を実施することを明らかにしておりますが、いまだ内容や補助率等について明確に示されていないことから、引き続き積極的に情報収集を行い、国及び県と緊密に連携しながら、支援制度の構築を図ってまいる考えであります。町といたしましては、今回の甚大な農業災害により、農家の意欲を損なうことのないよう、速やかに対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)、「政府は5年後を目途に米の生産調整(減反)や補助金の見直しなどを決定しており、本町農業にも計り知れない影響を及ぼすと思うが、それに対する町長の所見と農業再生に向けた振興ビジョンについて伺う」についてのご質問でございますが、これまで米の生産調整として、減反政策が長期にわたり実施されてまいりましたが、近年の社会情勢の変化に対応し、国では、新たな水田対策について、その方針を示したところであります。それは、これまでの経営所得安定対策を見直し、水田を積極的に活用して、飼料用米や麦、大豆等について、生産や集出荷、加工処理などの体制強化に取り組む産地の育成を図るものであり、結果として、非主食米等を手厚く支援することによって、食用米の生産量と価格の調整を行うものであります。更に、日本型直接支払を創設し、水田の持つ多面的機能に着目した農地・水路・農道を維持管理するための基礎的保全活動を促進するほか、現行の農地・水保全管理交付金を組み替え、地域資源の質的向上に向けた共同活動を支援する多面的機能支払交付金を新設し、農村の構造変化に応じた対策の拡充等を図るものであります。これらは、農業政策において新たな取り組みであり、現時点では課題が不透明であることから、国の動向や米価等を注視しながら、関係団体と連携を図り、農業者が不利益を受けないよう努めてまいる考えであります。今後の農業の展開につきましては、原発災害からの復旧・復興に加え、持続的に発展可能な生産構造の構築に向けた園芸作物等の主要品目の生産拡大の促進、適地・適作による農産物の安定供給の確立、意欲ある担い手の積極的な生産活動の推進、農用地の集積や農業用施設等の資源を有効に活用した多彩な農産物の生産、更には気象、立地条件等を生かした農業生産力の向上などが必要であると認識しており、これまで本町

の農業が培ってきた技術を活用し、生産者の方々や関係団体と緊密な連携を図りながら、本町の農業振興に取り組んでまいる考えであります。

次に、(3)、「山木屋地区を除く農地除染の総実施面積の割合と各地区ごとの契約農家戸数と面積は。また来年度の米の作付方針と農地除染の取り組み方針は」についてのご質問でございますが、昨年度と今年度を合わせた現時点での農地除染面積は560.6ヘクタールとなり、平成22年度農林業センサスに基づく耕作面積によれば、山木屋地区を除いた全耕作地において除染が実施されているものと推測されます。また、各地区の契約件数については、川俣地区3件、大綱木地区9件、小綱木地区19件、小島地区20件、飯坂地区22件、東福沢地区14件、西福沢地区13件、鶴沢地区24件、小神地区17件、羽田地区15件、秋山地区25件及び町外者が8件となり、合計で189件であります。更に2月時点での各地区契約面積につきましては、川俣地区0.1ヘクタール、大綱木地区1.7ヘクタール、小綱木地区6.6ヘクタール、小島地区3.4ヘクタール、飯坂地区3.7ヘクタール、東福沢地区1.8ヘクタール、西福沢地区1.4ヘクタール、鶴沢地区3.1ヘクタール、小神地区2.7ヘクタール、羽田地区2.9ヘクタール、秋山地区3.1ヘクタール及び町外者2.0ヘクタールとなり、合計で32.5ヘクタールであります。来年度の作付方針につきましては、生産者の方から水田台帳をご提出いただき、基準単収を確定した後に来年度の作付けについて、それぞれお知らせしていきたいと考えております。また、農地除染につきましては、平成24年度及び平成25年度において通常の作付けをしていた農地については、除染がおおむね実施されていると思われませんが、平成26年度の農地除染については、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、(4)、「ため池は除染計画を早急に作成し除染に取り組むべきと考えるが、仮置場を含めた今後の町の対応と取り組みについて伺う」についてのご質問でございますが、農業用ダム、ため池に対する除染に関しては、先日、国が除染を進める方針を明らかにしたとの報道がありましたが、現時点では、いまだ国から方針が示されていない現状にあります。県では、ため池の水質及び底の泥の放射性物質の濃度を測定し、国に対し、除染対象として認めるよう要望しておりますが、国においては、貯水には放射線の遮へい効果があるとして、除染の対象に農業用ダム、ため池を認めていない状況でございます。町といたしましては、生産者が安心して農業に従事できるよう県と連携しながら、ため池等の除染実施に向け取り組んでまいる考えであります。引き続き除染の実施方針について、国及び県から情報収集を行うとともに、更に除染対策の進展及び動向を注視しながら、仮置場の対応についても適宜進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)、「昨年にも増して鳥獣被害が増大しており、農業経営にも多大な影響を及ぼしている。捕獲報奨金の大幅な引き上げや狩猟税の全額助成など更なる支援が必要ではないか。また今年4月から現在の捕獲隊が実施隊に編成替えになるようだが、そのメリットは」についてのご質問でございますが、先に3番 高橋 真一

郎議員へ答弁したとおり、新たに実施隊編成の取り組みを進めるとともに、一層の駆除活動の推進に向け、報奨金を含めた補助内容の在り方等について協議、検討を重ねながら、更なる有害鳥獣対策を進めてまいる考えであります。また、実施隊編成のメリットにつきましては、主として捕獲活動に従事する方に対する狩猟税が、通常の2分の1に減免されること。また、一部制限があるものの、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新時に必要な技能講習が免除されること、及び実施隊活動のために町が負担した経費の8割が、特別交付税で措置されることなどであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて確認も含めて再質したいと思いますので、最初の大雪被害対策ということでございますけれども、私も今日まで生きてきて、昭和55年の大雪のときは、私のところでも1メートル20センチありました。なので、あのときの次ぐらいかなと。今回は2週間にわたって降ったということもあって、1メートル以上私のところでもあったんですが、55年のときはちょうどクリスマスの日一発で1メートル20センチ私のところもあったんです。もちろん山木屋だのはもっとあったというふうに記憶しておりますが、それ以来の大雪でございましたので、当然、パイプハウスはもちろんのこと、これ被害が出るのは当たり前というふうに私は思っておるんですが、そういう点で、当然今回、同僚議員からもいろいろご論議もあったわけでございますけれども、今回の特にまず、最初に農家の皆さんにとっては、特に私ども今、農家の場合は、本当にあの震災、特に原発事故にあって、本当に生産意欲を無くしてきている状況の中で今回の大雪でございますから、本当にこのダブルパンチどころではないですね。まあトリプルパンチと言いたいぐらいのこれは被害じゃないかなと。その辺を町長まずきっちり認識して、だから、今回の例えばパイプハウス潰れた人は、あっこれでおれは百姓をやめると、農業をやめるというふうな判断をする人もかなりいると思いますよ。なので、やはり町として基本的にやはり継続してやめないでやっていかれるような最低限の再建できるための国からの補助は2分の1、これ決まったわけだからね。あと県と町で2分の1を出せば、これは負担なくてできるわけですから、農家の。私は当然、これは負担ゼロで、とにかく農業が継続できるような、そういう県はまだ決まらないんだかも分からないけども、これは最低限町でね、県で出しても足りない分は町で全額出すという方向で私は再建していかないと、とても農家の人が引き続いて継続して農業をやるというような方向にはこれはいかないというふうに私は思っておるんです。まず、その辺大事なところなので、町長にまず、今回の大雪の認識について、被害もひっくるめてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、ご質問ありましたように、ただいま答弁申し上げてまいりましたが、農家の

皆さん方が今回の大雪の雪害によりまして、営農意欲をなくさないように、町といったしましてもしっかりと支援体制を確立して、遅れることのないような支援体制を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 私が申し上げたような方向で当然取り組んでいただけるというふうに私は思いますけれども、ちょっと細かいことを申し上げるようでございますけれども、今回は当然、農家の皆さんの被害だけではなくて、私は主に大きな被害なのでその辺申し上げたんでございますけれども、あと林業被害だって、これは本当に杉なんかも私の周りを見ても途中から折れているやつもかなりありますよね。なので、これだって森林組合なんかと連携をとりながら、やはりうちの川俣町は農林業が基幹産業なわけですから、これどのぐらいの被害あるんだかも把握もしないでこれ対策できようもないので、まず、林業の被害についてだって、これどのように把握されておられるんですか、お伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

町長のほうの答弁で述べましたとおりに、現在、道路から見える部分に関しましては、立木の折れ等は目立つところも当然ございます。ただ、それを総合的にまだ今、中に入って調査ができないという状況でございますので、一応県等と協議をしたんですけれども、今までの被害でございますと、やはり木というのはある程度後になりましても、その被害を受けて出るのが狂う、変わるということはないので、将来的に今、考えておりますのは、林内で折れた木の整理というものに対して、どれだけの支援があるかという、そういうこと。ですから、調査は先ほどから述べておりますように、雪の状況を見まして、入れる時期に入って調査をきちっとやりまして、そういった被害状況の下に、基本的に今までやってきておりました対応、対策に照らし合わせまして、やはりある程度今回の激甚災害等を見ながら、県のほうにも要望して参りながら対策を進めてまいりたいと思いますので、現時点におきましては申し訳ございませんけど、被害状況をもう少し時間をいただきまして調査させていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 当然、まず、その被害を把握して、そのような方向で取り組んでいただきたいというふうに要請しておきたいと思います。

あとですね、今回パイプハウスだけじゃない鉄骨も、あと木造だって潰れて畜舎とかなんかもそういう被害も出ているわけであります。当然ですね、これらの解体の費用やなんかも撤去費用といいますか、かかるわけでございますので、もちろん国のほうでも出すと言っておりますが、その辺はどのように町として考えておるんですか。この撤去費用や解体やなんかにについての取り組みは。それについて伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

パイプハウス以外の施設ということでございますが、国で定められた指針にしましては、あくまでもパイプハウスのみに限らず、畜産までも含めて基本的に解体ものに関しては農業者の方々の負担のないような形で進めるということで来ておりますが、先ほどから申しましたとおり、県との確定がまだ出てきておりませんが、それにおきまして農家の方々に知らせた通知の中で、より数値的なものが明確にとらえられると思いますので、そういったものを基にしまして、早急にその撤去にしましては、国、県ともう一度確認をさせていただきまして、内容等を見まして、基本的に町でやれというような国からの指示でございますので、そういう内容もそういった被害の状況等併せまして、撤去にしましては早急に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今の段階ではそのようなことしか申し上げられませんが、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　石河清君。

○13番（石河　清君）　あとですね、やはり畜舎とか牛舎とか、あとシャモを飼っている鶏小屋ですか、そういうのもつぶれはしないけれども、部分的に壊れているやつとかかなりありますよね。下の部分とか、わきの方の部分がつぶれたとか、そのままにしておいては家畜なり鳥が飼えないというような、雨が吹き込むとか風が吹き込む、そういう状態もありますよね、私が見ている中で。そういうことについての修繕なんかも早くやらなきゃならないですよ。なので、もちろん後でお金を出すというふうになれば、そういう農家に対してですよ、先ほどの解体やなんかもそうだけでも、やっぱり前もって、撤去してしまってからでは遅いわけだから、証拠になる写真を撮ってもらうとか、何らかの業者に頼んだらば業者さんに見積もりを出してもらうとか、そういうことも農家に対して今からきっちりと連絡を差し上げてですよ、やっておかないと、後でやってしまったから補助金も出せないぞいでは、これしょうがないんですよ。なので、その辺も本当に今からですよ、抜け目なくきっちりやっていただかないと。つぶれはしないけれども、修繕なんか必要な部分についても、当然、私はやらなければならないというふうに思うんですが、その辺の考えは、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君）　産業課長。

○産業課長（沢井一雄君）　ご質問にお答えいたします。

まだ示された国の中での豪雪に対して、部分的な補修に対しては明確にちょっと説明がないんですけれども、撤去する部分に関して部分的であれ、使えなくなった部分の一部撤去というのは、当然撤去の中にあがっていくと思いますので、面積換算で国としては基準値を決めたようでございますので、部分的なものの撤去、そしてその部分の補修というものに関しての対応は基本的に考えてまいりたいと思いますけれども、あの一部修繕というものに関しましては、対応できると言えますけれども、それが定額か、あるいは定率なのかに関しましては、ちょっとまだ明確でございません。先ほどご指摘ありましたとおりに、農家の方々に周知いたしました中には、

自力で撤去をした場合に関しましては、なるべく写真等をきちっと撮っていただきたく、まず、第1には産業課のほうにご連絡を一報いただきたいというような形で周知をしてとりまとめをしてまいりたいと思いますので、今現在の状況に関してこういうことですので、ご説明をさせていただきますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） やはり完全につぶれて撤去をしなくとも良い部分的な修繕、結構雪の場合、こういうの多いんですよ。柱がぶん曲がってしまっていて修繕しなきゃならないとかね。屋根も下のほうの部分だけ折れたとか、ひさしの部分だけ折れているとかとあるんですよ。だから、これについては今のまま置いていたんじゃないかなやはりこれはだめなので、こういうことについても、もちろん国、県にお願いするのも当たり前だけれども、町独自ででもやらなきゃならないんじゃないですか、町長、これどのように町長考えているんだい。町長答弁。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の大雪被害につきましては、何度もお話しありますがけれども、農家の皆さん方が生産意欲を、農業意欲をなくさないようにしていくべきだということがあります。今回、新たに私ども国、県の方にも要望したのは、片付けまでやらしてくれと、それも出してくれというようなのが新たに出ていることであります。躯体と言いますか、それも壊れておりますから、片付けも大変なものでありますね。それをやってくれと言っています。今、お話しにありますが一部損壊とか、今までも確か対応しているかと思うんですが、それらも当然であります。そんなことで、町といたしましても、そういったことをきめ細かく把握しながら対処するものは最大限対処して支援対策を強化していきたい、構築していきたいと、そんな思いでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今回、今ちょっとおれ漏れちゃったからあれなんです、結構車庫というのがつぶれたんですよ。車庫というのは、もちろんトラクターを入れておく車庫、軽トラ入れておいたり、一般の乗用車とか立派な車入っている車庫もたぶんつぶれていますよね。だから、町では今までだって2分の1単独ですか、物置風で吹っ飛んだって20万円までは出しているわけだから、当然、今回、そういう町単独で今までやってきた対応すぐに私はできると思うんだよね。だから、車庫なんかはこれ本当にトラクターや軽トラや農家だけではないですよ、ひっくるめて、とにかくこれは財産なわけですから、そういうのを守るために車庫に入れておくわけだから、その車庫がつぶれているわけだから、やはりせめて今取り組んでいる町の単独の20万円までのやはりこれは該当させるように私はすべきではないかというふうに思うんですよ。全体のとにかく被害の把握ができていないわけだから、この前全協のときにも申し上げただけけれども、行政を通じて、これから住民の皆

さんから、やはりこのいや、おれのところはこういう被害があったんだというのを今とにかくですね、これからでも遅くないわけだから、全世帯にこれからきっちり被害を把握してください。そして、対応すべきだなと私は思うんですが、この前総務課長あのときたぶんそのような方向で段取りしているような話は聞いていたんだけれども、町長どうなのかな、これ段取りしているのかい、今、そういうこと。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今回、災害について連絡あったのみを把握してございましたが、今後については行政区長さん、連絡員さん、民生委員さんを通じてお願いし、把握したいと努めております。そのほかに災害広報のお知らせを出しておりますので、それに載せる今考えで進めてまいっております。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、総務課長が段取りしているようでございますので、だから当然、町としては、このような対策も考えておりますというか、そういうことも併せながら、とにかく被害も皆さんから出してもらうというふうには是非してください。それでないと、おれのこんな車庫つぶれたの出したって、どうせ対策ないんだべななどと思われたんでは、これみんな出さないわけだからね。その辺の対策も兼ねたやはり被害の把握も是非やっていただきたい。これ早急にですよ。そういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

(2)番目は、これは国のほうで減反政策もいろいろ問題ではあったんですが、私もかつては減反政策には基本的には反対だという立場でも臨んできた記憶もございますけれども、この時点でもですよ、やはり出されたということは、本当にT P Pが国としては、今、いろいろあっても政府ではいろいろ言っておるけれども、いろいろ私も農家やなんか今反対はしておるんですが、やはり先取りするようなT P Pをですよ、格好で今回の減反政策5年後の打ち切り出してきたんだなというふうに思わざるを得ないんですよ。ですので、具体的にはやはり奨励金やその補助金の半分にしたりなくしたりする方向に出されておるわけです。だから、更に今意欲をなくしているときに、こういうことで更にやる気も意欲もなくしてくるというのが、私は農家として実情ではないかなというふうに思いますので、この辺についても町長の所見もあまりはつきりしなかったもので、どのように考えているのかなと。県知事もあれは私さっき言ったのは、新聞報道にあった県知事のあれだからね。だから、町長としてその辺もやはりきっちり認識してもらわないと、今後のですよ、今は山木屋が本当に大変な状況で、川俣町はこれ半分の農業は失っているような状況なわけですから今、山木屋がそういう状況で。更に下の方もだめになったら、基幹産業が全部これだめになってしまうのではないですか。ですから、今、できることはとにかく前向きにいろいろあっても取り組んでいくという、そういう姿勢でやっぱり農業については特に考えていかないと、これは本当に基幹産業がだめになってしまうのではないかなというふうに私は思うので、町長に私も申し上げ、特に

近畿大学なんかうちらほうに去年ですね、私もそのとき参加して収穫祭やなんかに
も行ったんですが、苦勞して特にセシウムにあまり吸わないような格好でですよ試
験的なせっかくパイプハウス造って、雪でももちろんつぶれなかったです。大変私
は良かったなと思うんですが、ああいうものもせっかく今後の川俣町のやはり農業
の何というのかな、展望、希望を見いだせるような方向にやはりせっかくやってい
る事業なわけだから、やっぱり生かしていかなきゃならないと思うんです。だから、
町長そういうものも併せて、ビジョンというのはそういうものだべした。だから、
やっぱりビジョンに向かって、いろいろ地域の大変だけれども、農家の人が、ああ、
それじゃ私らも、おれもやってみるかなというような取り組みにせっかく近畿大学
であれだけやってくれているわけだから、やはりそれを地域の農業の再建でつなげ
ていかないとだめだと思うので、町長としてどのようにその辺考えていらっしゃる
のか、今後のビジョンも含めて町長に伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

水田施策についても、国のほうも戸別所得保障から今度は日本型直接支払という
ようなことでいろいろ考えているということは、日本の農業を基本的な水田を守っ
ていくというようなことでの政策かと私も理解をしております、それがきめ細かく
私どもの地方の農家のほうまでしっかりと行き届く政策につながっていくかどう
かが今、不安視されている面だと思っておりますので、今、T P P も含めた農業政
策が過渡期にきている。具体的にそういうことで、国も対応、対策をするためにと
いうことでの新たな制度を設けるとのことだと思っております。今、お質しのよ
うに、川俣町も震災以来、近畿大学等の協力をいただき、いろんな支援対策をいた
だいておりますが、近畿大学が農学部施設の、また、ノウハウを活用して川俣町の
農業再生につながるような取り組みの支援になればということで、初めて小島地区
に農場を作っていただきました。去年はミニトマト、ハーブ等の栽培をして、ハー
ブソルトまで仕上げた経過ございますが、発表会もやりました。川俣全域の方から
来ていただきましたが、今、お質しのように、あそこの施設を活用して、近畿大学
農学部のノウハウを生かして川俣町の農業の活性化につながるような施策につなげ
ていきたいと私も思っております。今年は花、花卉をですね、新しいものやって
みたいということで取り組む意向を出していただいておりますので、今後は川俣全
体だけじゃなくて、小島地区の皆さん方にも今、協力をいただいているのでありま
すが、もっと多くの小島の皆さんにも参画をいただきながら、新たな農業を目指し
た取り組みを皆さんと一緒に考え、具体化していければなと思っておりますので、
趣旨を生かして私も進めていく考えであります。今、農業は6次化がよく言われて
おりますが、この6次化についても、国のほうでは非常に大きな予算を配すること
で取り組んでおります。川俣町も山木屋は避難しております。また、この川俣も避
難地域を抱えるところでございまして、再三指摘されているとおり、除染の効果が
しっかりと現れるような除染をやるべきだということを言われておりますが、今、

おかげさまで取り組んでおります。そういった中であって、川俣町を応援しようということで、新たに農業も含めた企業の誘致についての情報などいただきながら、今、取り組んでいる例が1件ございます。これは農業であります。これも正式にまだ決まってはおりませんので、決まってから必要予算を計上していきたいと思って当初予算には上がっておりませんが、そういった今後の取り組みの中には農業の再生を含めた、そして、川俣町の農業の発展につながるようなことについても誘致の中に考えていきたいということで、今、取り組んでいるところでございます。議員お質しのように、本当に農家、農業を取り巻く環境は厳しくなる一方でありますので、しかし、だからといってそのままではおけない、復旧、復興にとっては大事なことでありますから、お質しの内容を十分しっかりと受け止めて私もこの農業振興に取り組んでいく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。農地除染の取り組みは、当然引き続き本年度もやるというようなことで、これは是非引き続き風評被害の払拭のためにもきっちりと取り組んでいただきたいというふうに要請をしておきたいというふうに思います。

あとため池の除染については、せっかくこれ私のところはまだやっていないけれども、町で前に作った除染計画の工程表では、26、27年度にはため池や水路、河川も取り組むというふうに私いただいたんでございますけれども、前にもちょっと聞いた経過があるんですが、結局ため池というのは用水路の大元のところであって、ため池の水を使って用水路流れてくるわけだから、用水路のなんぼ除染をやってもねため池のところの除染をきっちりやらなければ、私はだめだというふうに思いますよ。だから、これは国でどう言っているのか分からないけれども、さっきの話ではなんかやる方向になったとか、だから、これは用水路とかと併せてため池のやはり除染やなんかきっちり県で測ったらばとにかく高いわけだから、確実にあるわけだからね。これ田んぼに引っ張ったら、せっかく今、それこそゼロではないけれども、全袋検査やってようやくこれ、だからそういうのもまたこれセシウムが出てくるような米作りになったのでは、これは何もならないわけだから。だから、きっちりこの辺は県とか国に申し上げて、これは早急にため池の除染も取り組むように本町でもしなければだめだというふうに私は思うんですよ。ため池やなんかあれですか、町では何か所ぐらい計画しておるんですか。かなりの数私はあるんじゃないかなというふうに思いますが。当然、田んぼに引っ張っているため池は、当然、田んぼに使っていれば、大きいだろうが小さいだろうが私はため池になるので、やはりその辺まで、どの辺まで数やなんか把握していらっしゃるのか、まず、そのへんお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

町としてため池台帳として基本的に管理している個数は29か所でございます。これはある一定の面積を持っているため池ということでございまして、川俣町では

土壌の線量でございますけれども、水自体からは基本的にセシウムは出ておりませんけれども、県のほうで川俣町のほうを測定していただいているのは、松沢の上ためでございます。これに関しましては、定期的に県のほうで測定をしております、最終には25年の8月21日現在で1万6,800というのが、底の分に出ております。これが最新の値でございます、ちょっとその月ごとに変動はございますけれども、やはりまだ高い状況でございます。そのほか議員ご指摘のは、ため池台帳以外にある程度の受益を持っている池と言われるもののがかなり存在するということでございますが、それらに関しましては私どもで全部とらえてございませんけれども、ただ、国、県で示している内容に関しまして、どこまでやるというのは明確にそれになっておりません。ただ、現在、環境省としては、あくまでもため池に対しての除染はやりませんということでございますけれども、別な所管なのか、実際、復興大臣のほうからはため池の方に対しても除染はやるというふうな報道をなさっておりますので、これは私どもの方にも必ず事務の流れは来ると思いますので、その段階で内容等を吟味しながら、今言ったとおりに議員ご指摘のように、ため池という台帳だけなのか、あるいは基本的に受益を持っている池なら、それはすべてOKなのか、そういうものに関しては内容等を吟味しながら検討してまいりますし、協議も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁といたします。

失礼いたしました。今、ベクレルを言ったのは、あくまでも1万というのは、池の底にあります底の土だけです。池の水自体からは、セシウムは先ほど言いましたように出ておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ため池今の29か所では、私がさっき言ったべした。田んぼに使っているため池は、だって大きなため池だけやったって、その29か所やったって、そのほかにあるわけだから、じゃ、そこから作っている田んぼはどうなるんですかということです。だから、私心配しているのはそこなんだ。だから、それは国だの県で言われるまでもなく、町独自で調査しなんねでしょう。そして、いざやるときには、これは何百か所になるか私は分からないよ、何十か所になるか分からないけれども、私のところにだって結構ありますよ。小ヶ坂にもあります、田代にもあります。だけど、今の言っていたところには、確か入っていないかも分からない。だから、それではだめなんです。やっぱり今、田んぼ作っているところのこのため池を全部やらなかったらば意味がないもの。だから、それは町で責任持って把握をして、そして、国にとにかく早急にやってもらうような働きかけをしながら、水路の私らのほうなんかはまだ水路だのやってないものね。だから、併せてため池も水路もやらないと、私は効果がないと思うぞい。先に水路だけやっておいて、後でため池やって、また流したりしたらばなんにもなくなっちゃうんだからね。水は私は水に溶けないんだから大丈夫だと、それは分かっています。だって、水がないときに使うんだからね、ため池ってのはね。大体水があるときは、今年なんかは

雪うんとあるんだからたぶん使わないんだよね。だから、雪が降らなくて、そういうときにはぎりぎりのところまで使うんだから、水抜いて。そしたら、土砂まで流れ込む可能性があるから心配なんです、農家の人は。水だけなんか思ったって、そうはいかないです。ぎりぎりまで抜いたらば、土砂も流れ込んだじゃうんだからね。わざわざでなくとも、そうなっちゃうの。だから、きっちりこれは。だって、こうなったのも東電と国の責任だべした。やらないなんかとんでもない話ですよ。特に食べ物の米を作っているんだもの。やってもらわなければしょうがないと、これは当たり前だと私は思いますよ。その辺対応どうするのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、産業課のほうでも答弁申し上げましたが、大きなため池については29か所ということで原災課のほうも確認をしております。ただ、今、議員お質しのいろんな小さいため池が大変多くあるというのも認識をしております。そういう意味では、今回、農地除染的な部分で用水路の除染も原災課の方で今取り組んでおりますので、今、議員お質しの中で、実施をする際には、そのため池等についてもしっかりと調査をして対応できるようにしていきたいと思います。ただ、新聞報道等で私も見させていただきましたが、政府のほうではため池の除染については行うというような方向になっているということでもあります。ただ、その中身について、まだ詳細来ておりません。方向づけが明確になった段階でも町のほうで取り組むことができるように今から調査をして、ため池の実態等々も調べてまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 13番です。5点目でありますけども、この鳥獣被害、特にイノシシですか、猿もかなりあれなんですけども、特にイノシシが本当に増えておりまして、私の地域だけでもすごく増えているなというふうに思うんですよね。今、雪が降ってあまり食べ物がないせいか、住宅の、私のところなんかは本当に山の上の土手に住んでいる。大体民家の庭を歩いていますよね。餌がないので、畑も今、雪で覆われているので、大体庭の土手を掘られているぐらいの状況でひどいんですよ。だから、どんどん今、飯舘のほうから、もちろん山木屋のほうにもいるからね。下のほうに下りてきているということも考えられるし、増えているのではないかなと思います。もちろん山木屋のほうにもいっぱい、飯舘のほうなんかは日中も歩いているというふうに私は聞いておりますので、とにかく増えているんだなというふうに思いますし、対策と言ってもとにかく捕って減らすかぐらいしかないのと、とにかく捕って減らすという方向で対策を各自強化してもらえないんですが、

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○13番（石河 清君） 具体的にはあれかい、今まで1頭1万5,000円とかというふうに去年あたりになっていたんですけど、今回、大幅に引き上げにはなると思うんですが、なんぼの報奨金はなるのかな。新年度では。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

今年度は申し訳ございません、大幅に値上げではございませんけれども、1頭当たり1万8,000円の形で予算の計上はしております。そのほか狩猟期間にしましては、事務費がそれにプラス2,000円ぐらいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あとね、これ地域によってもいろいろなんですけど、私のほうもいわゆる国道沿いの一番良いところの田んぼも去年からイノシシ来ているのね。それで、1軒や2軒で個々の対応ではだめなんです。なので、町で2分の1出すんでは、例えば農地水とかうちら方でなんかは農地水の事業もやっておりますよね。農地水の事業やなんかでも、いわゆる原木やなんかのところに使って、あと町で2分の1出せば、農家の負担なしでできるような方向も考えていかなきゃならないんでないかなというふうに思っておったんですよね。その辺はどのように町のほうでは考えておられるのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

今年度の予算の方でも新たに取りましたのが鳥獣被害防止総合支援事業というのがございます。これは受益戸数が3戸以上ということになりまして、整備の内容といたしましては、檻の設置から、あるいは緩衝帯を作るやり方とか、あとは広い意味でワイヤーメッシュの柵、今年度計画しておりますけど、そういった形の定額で上限が決まっているやつで補助対象がございまして、こういうものを活用しながら、そういった地域全体で取り組むやつは対応して更に強化をしてまいりたいと思います。あくまでもこれはただ地域の皆様方の防衛意識の高まりと協力が必要となりますので、それはご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とくに全町的にとにかく被害対策を強化してもらわなければならないので、今課長から答弁あったけれども、極力農家負担が少ない方法でやはり米やなんか本当にね、本当に収穫間際になってやられるので、本当に農家はがっかりしているんですよね。何とかそれを防がれるようないろいろ措置を講じていただきたい。このことを要請を申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で13番議員 石河清君の一般質問を終了いたしました。

以上で一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休議をいたしまして、
（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） はいどうぞ。

○14番（遠藤宗弘君） 14番の遠藤です。議事進行という形で、1つは、全国町村会から表彰を受けた議長さんの見解をお聞きしたいと思うんですが、この議事日程を見ますと、一般会計も国保会計も介護保険会計も後期高齢者医療補正も、なんか中抜きで審議をするという、途中を経ないで審議に入ることになるんじゃないかと私は思うんですが、なぜこのような審議の仕方をするのかをお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは申し上げます。

確かこの後に、一般質問の後に今日の日程の3番、議案第40号の一般会計の補正予算（第6号）があるということで、その一般会計予算の第5号というのがあるんじゃないかという意味だと思うんですが、今回、提案されたのは第6号でありまして、第5号については、いわゆる専決処分されたものであるということで、今回、あくまでも町のほうで優先して、早く新しく提案された一般会計補正予算を審議して、早く町のほうの執行に取り組んでもらうということで、このようなことで進めてきていると思います。今までも専決処分については、今回初めてというか、例がなかったわけではないでしょうけれども、今回あくまでも今、新しく提案されたものを優先するという考え方でこのようなことに決めましたし、なお、これは議運でもこのようなことでお諮りをして、勝手に変えてはいません。最初から議運でもこのようにお諮りして、皆さんに諮ってこれで良いかということで始めたことであります。

○14番（遠藤宗弘君） 議長がね、そういうことでやるんだとすると、提案理由が成り立たなくなるんですよ。私も議会として一般会計だけ見ますと、225億8,389万9,000円の予算は、議会としては認めているんですよ、ここまでは。補正の第2号までは認めているんですよ。ところがですよ、今回提案になった補正予算というのは、議案を見てもらえば分かるように、238億6,069万3,000円に対して補正しますということですから、この空白の金額はどこでどう処理したのかということが明確にならないと審議にならないんですよ。だから、なぜこういう根拠でこういう審議の仕方をするんですかということを私は聞いているんです。審議できないでしょう。提案するのが違うんですから。

○議長（佐藤喜三郎君） あのですね、専決は、もう専決処分で決まってしまったことですから、あくまでもこちらは報告になるわけです。承認はありますけど、報告、承認です。

はい、遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 専決だっていいですか、今日これから審議に入ろうとしているのは、一般会計の第6号でしょう。これを質疑、討論、採決するわけでしょう。これを採決した後にですよ、補正予算で見ると議案第12号の専決処分の報告、承認、一般会計の第4号があるわけですよ。これ質疑、討論、採決するわけでしょう。更にですよ、議案第11で、第20号、一般会計補正予算（第5号）について質疑、

討論、採決するわけでしょう。なんでこれ順序どおりにやらないのかということなんです。順序どおりにやっていけば、当局の提案どおりに審議すれば、何の矛盾もないんですよ。だから、先に5号を決めてから、あと過去のことだといって討論、採決をするんですか。こんなでたまたまな審議の仕方というのは、私は見たことがないですよ。一つひとつ補正して決めたものを審議、採決し、更にそれに上積みして予算というのは出来上がっていくわけでしょう。一番最初に出た、なんだ、6号を審議、採決して、それから専決だからといって5号や4号を後から審議するなんかいう、こんなやり方をしたら提案そのもの間違っているでしょう。こんな議会の審議は聞いたことも見たこともないので、これはちょっと検討し直してもらいたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） あくまでも先ほど話しましたように、新しい補正予算は一日も早く審議をして執行してもらおうということが建前でこのようなことになったわけですが、とにかくこのような提案をして議運で決めて皆さんにお諮りして、これで良いだろうということで始めたことでありまして、順序が、その辺はおっしゃられたような順序でやれば一番良かったかもしれませんが、これはこれで皆さんに諮りながら進めたことでありますので、了承していただいて進めさせていただきたいと思いますが。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） それは了承する問題じゃないでしょう。予算というのは、ちゃんと一つひとつ議会で決議して積み上げていくものなんです。積み上げて高くなったがなだけは急いでいるからといって審議して、この基礎の部分は全然審議しないで、後から審議するなどということはあり得ないでしょう。予算の積立というのは、もう基礎から1号、2号、3号、4号というのが、ちゃんと今回6号ですか、これ順序よくやっていかなかったならば審議ができないんだということで、私はこれは再度議運なり何なりで諮って検討していただきたいと思います。ごり押しするというのなら、ごり押ししても良いですよ。あと進まなくなりますよ。こんな審議。だから、ベテラン議長が、だからこういうやり方をしたのかをお尋ねをしたわけですよ。本来こんなことあり得ないはずですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） あの議運で諮って進めたことですので、議会運営委員会を開いて、もう1回このことについて整理して報告するようにします。

はい、高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの議事進行で出たわけでしょう。今、遠藤議員が言っているのは、議会初日の会期の決定の際にね、議運委員長に質問する話ですよ、当然にして。だって、会期日程のときに提案しているんだから議運委員長が、今のことは全部。ですから、それがもう1回議運で議論するんだとするならば、ちゃんと動議として取り扱うか取り扱わないか決定してからでないと、なんでも言えば議運ということになりますから、きちんと動議として取り扱うのか、賛成議員がいるのか確認をしたうえでないと、手続き上は3月6日の会期の決定の際に議運委員長報告に対

して質問する話ですから、議長が独断で決めたわけではないわけですから、本会議で決まったことですから、ちゃんと動議として取り扱いをしたうえで、議運で検討するなら検討するようにすべきだと私は思います。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、それでは遠藤議員から動議が出されましたので、これ動議としてあれしますか。

今、2番議員から発言がありましたとおり、初日の日程の決定のときに皆さんに了承していただいたことでありますので、私が勝手にこれを変えるわけにはいきませんので。だから今、遠藤議員からの議事進行は動議としてまた出されますか、それともこれで初日に皆さんが了承したということで理解してもらえますか。

○14番（遠藤宗弘君） あのさ、動議だの何だのと私は出す気はないですよ。ただ、そうすると、提案そのものの数字的根拠が成り立たないんですから、提案し直すようになりますよ。議会に提示している予算というのは、この専決やなんかについてはまだ議会に報告がなされていないわけですから、それをひん抜いて補正予算を別な数字を出して説明するということはある得ない話なんですよ。だから、こういう筋の通らないことをやるわけにいかないから、議運なり何なりで検討してもらえないかと私は言っているだけなんですよ。動議だの何だのなんか言ってませんよ。筋の通らないことはだめなんだというんだ。

○議長（佐藤喜三郎君） 今日の日程第3にあります議案第40号については、もう説明は受けているわけです、当局から。後で出てくる議案第20号についても、もう既に説明を受けているということで、あとはこれに従って質疑、討論、採決という段取りになるきりないと思うんですが。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 14番議員がそう言うならば、議会運営委員長さん隣にいるわけだから、議会運営委員会がじゃどういふことで決めたのかということについて、議運委員長さんの話を求めるのが私は筋だと思います。議長が勝手に決めたわけではないんだから、これ。だから、議会運営委員会ではどういふ考え方で専決案件については考えて、こういう順序を組み立てたのかということの議論になるはずですよ。だって、専決補正は否決しようが何しようが、これは効力があるんだから、専決補正そのものは。だから、その前提に立って審議するというふうに私は議運で考えたのではないのかなと、こういうふうに思うんですけど、それは私の考えだから議会運営委員長以下ですよ、議運の人たちはどういふ議論のうえに、この日程を組んできたのかということは整理をして答弁をすれば良い話じゃないですか、議長がどうのこうのという話ではないと思います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議運の委員長さんひとつ審議しますか。

それでは、議会運営委員会のほうで整理をして報告することにしますので、ここで2時45分まで休議いたします。

（午後2時39分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後 2 時 4 5 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

我が国の国土に未曾有の災害をもたらし、震災に関連して亡くなられた方々をはじめ、多くの尊い命を奪った東日本大震災の発生から今日で 3 年が経過いたしました。よって、ここで会議を一時休議し、震災により犠牲となられたすべての方々に哀悼の意を表すべく、発生時の 2 時 4 6 分をもって黙祷を捧げ、この冥福をお祈りしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議会事務局長（佐藤光正君） それでは、恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

黙祷をお願いします。（黙祷）

ありがとうございました。ご着席ください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それではここでただいま議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会での協議の結果について報告をいたします。

ご指摘の件については、専決された補正予算であり、既に効力を有していることから、議会運営委員会としては、皆さんにご承認いただいた当初の日程のまま進めることで合意をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14 番（遠藤宗弘君） 議会運営委員会でそういうことになったとしても、そうだとすると、提案そのものを変えないとだめでしょう。例えば補正第 6 号というのは、補正前の額は 2 3 5 億 6 9 万 3, 0 0 0 円となってますね。補正前の額は、こういう額は議会には 1 回も提示されていないんですよ、いまだかつて。それに更に補正するわけでしょう。そんな審議できるわけないでしょう。議会にまだ補正前の額がはるかに多くなっているわけですから。百歩譲ったとしても、専決処分あった 4 号、5 号をちゃんと提示してやらなかったら、この提案そのものを直さなかったら審議に入れないんですよ。これは会計なんだから多数で決めるとかなんかってできるわけがないでしょう。額そのものが違っているわけだから。そんな審議をこんな強引な審議をやるんですか、議長は。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま遠藤議員から議長はそういう審議をするのかということですが、私が審議するんじゃないくて、議会運営委員会で皆さんにお諮りしてこのような形でやってきたので、これで進めたいという、先ほどの議会運営委員会の結論で進めさせていただくということでありまして、私が勝手に進めるということではありません。

遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） 議会運営委員会でそういうことで進めるとすれば、百歩譲ったとしても、補正前の額は減らしてもらわないとだめですよ。議会でちゃんと承認している補正前の額は、こんな大きな額になっていないわけですから、提案そのものはじゃ訂正するんですか。そこをはっきり議運なりなんなりでちゃんと審議しないとだめでしょう。多数で決められる内容ではないですよ、これは。金額の問題ですから。だから補正の4号、5号が通って初めて、6号の補正前の額というのが出てくるわけですから。それ全然審議も何もしないで、それ取り去っておいて、この金額だったと言われても誰も認められるわけないでしょうが。数字なんだからちゃんと一步一步積み重ねなかったら予算というのは成り立たないんだということを言っているんですよ。議運で決めたとかなんかと言ったって、数字はじゃ変えるんですか、変えてくださいじゃ。変えないでこのまま進めるわけにはいかないですよ。
- 議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。
- 2番（高橋道弘君） たぶんですね、理解がお互いに共通してないとすれば、専決処分の効力というものはどういうものなのかということだと思っんですよ。ですから、専決処分の法的効果がどういうものなのかということについて、全議員にきちんと分かるように説明をしたうえで、議論をなさったほうが私は良いかと思っんです。
- 議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。
- 14番（遠藤宗弘君） だから、地方自治法やなんかでも専決処分は直近の議会で承認を得ることというふうに決まっているでしょう。直近の議会でやるということは、最優先の課題として、議会の承認を得ることに決まっているんですよ、専決というのは。効力の問題だけの問題じゃないんです。直近でやっておけば、冒頭にやっておけば、こういう問題は起きないんですよ。順序が入れ替わっているからだめなんですよ。専決の効力がどういうものなのか、それは議会で否決されてもそれは成り立つくらいのは、私も少しはまあ2番議員ほど勉強はしていませんが、少しは理解しているつもりです。しかし、取り扱いとしては、直近の議会でこれは議会の承認を得るということになっているんです。それを直近でなくて補正をやってから後からやりますなんか言っているから、こういう矛盾が出てくるんですよ。
- 議長（佐藤喜三郎君） 先ほど議会運営委員会で話しになったのは、あくまでも専決処分で決まったものだから、もうとにかく仮に否決されても元に戻るものではないということなので、もう説明も受けたし、すべて説明は受けているわけですから、だから、このまま進めさせてもらって良いのではないかなというようなことでした。
- 14番（遠藤宗弘君） 議運でどういう審議になったのかをちょっと聞きたいと思っます。だから、説明を受けたからそれで良いんだろうというのは、なんで後から質疑、討論、採決やるんですか。そんな話は成り立たないんです。明日に質疑、討論、採決やって、今日はまず、そいつを抜かしてやりましょう。予算というのは積み上げ方式になっているんでしょう。そのことを抜きに今まで積み上げたものを全部抜かして、第6号だけを提案するということは、提案の数字そのものが変わって来るんですよ。だから、だめだと言っているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、私は、私のことを言わせてもらえれば、全員協議会でこれが出たときには、私はおかしいと思いました。本当を言うと。だけど、議運で決めて、みんな良いと言ったから、まあ効力同じだからしょうがないかなと、こう思った。ただ、今やるとすると、じゃ、1回議会で議決したがなが、後から気がついて悪いから直すべという話をしているようなもんじゃないですか。2番の会期の決定で決めたわけだから。じゃ、先に議決した案件が、いろいろ検討してみたらおかしいなと。やっぱりあれは審議し直したほうが良いんでないかというようなことにも私はなると思っているから、安易にそれを変えるべきではないんじゃないかと、議運で決めたんだからということを私は主張をしたいんです。それでないと、日程の2番目ですからね、これ会期の決定というのは。ここでなんぼでも意見は言えたし、全協でも言えたはずなんです。全協にも書かれているんだから。それを1回議決したにもかかわらず、考えてみると14番議員の言っていることももつともだというところは私も分かるんですよ。分かるんだけど、それを決めちゃったわけだから、みんなしてミスタイク。誰もそんなときは言わないんだから、2番のときは。ミスタイクで決めちゃったことをそんじゃ後でひっくり返すという慣例を作って良いのかなというのが私の一番の懸念です。そうすると、一事不再議でやっているわけだから、議会というのは。どうしてもうまくないことがあって、突発的な出来事があるって議事日程を変えなくちゃいけないといった場合はこれは別ですけども、最初に決めたことが、なんのほかの議案も変更もないのに、会期日程を変えましょうという話になるのはどうなのかなと。そうしたら、議会の議決というのは、どんどんどんどんなんぼでもいつでも変えられるということになっちゃいますから、そこは慎重に考えるべきなことではないかと私は思うんです。おっしゃるとおりのことだと思いますよ、私も本当は。本当はそう思うんですけど、決めちゃったんだから1回、初日に。そのときに誰も文句を言わなかったし、異議も挟まなかったんですよ。だから、私はまあ1回決めたことだから、これはしょうがないかなと、こういうふうな立場で私は今いるわけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 議会運営委員長。

運営委員長、先ほど、まあ遠藤議員もみんなここでこの日程を決めるときにみんなで了承したんだからという話し合いになったでしょう。じゃ、委員長が開くのであれば、委員長あれですか、議運開きますか。はい、分かりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議会運営委員会を開くために、暫時休議いたします。（午後3時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後3時18分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長から報

告願います。議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会での協議の結果について報告をいたします。

ご指摘の件につきましては、専決された補正予算であり、既に執行されている予算であること。また、日程については、会期初日に全議員で議決したことでございますので、議会運営委員会としては皆さんにご承認いただいた当初の日程のまま進めることで再度確認をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、引き続き補正予算案の審議に入るところですが、ここで暫時休議しまして、全員協議会を開催したいと思います。皆様にお諮りしたいことがありますので、議員の皆様は議員控室にお集まりください。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議いたします。 (午後 3 時 2 1 分)

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午後 4 時 1 0 分)

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） ここでお諮りいたします。

本日会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議がありますので、採決をいたします。

延長に賛成の方の起立を願います。

分かりました。

それでは、5 時までの会議といたします。

それでは申し上げます。本日、当局より議案の撤回請求が提出されました。これを受け、先ほど議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について、石河議会運営委員長より報告願います。議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君） 先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、その結果についてご報告をいたします。

ただいま議長から話がありましたとおり、本日、当局より議案の撤回請求が提出されました。その取り扱いについて議会運営委員会で協議した結果、議案の撤回請求を本日の日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いをいたしまして報告といたします。

- 議長（佐藤喜三郎君） ただいま石河議会運営委員長からの報告のとおり、議案の撤回請求についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ここで撤回請求の書類を配付いたします。(追加日程配付)
配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、よって、議案の撤回請求についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第1,「議案の撤回請求について」を議題といたします。

当局より撤回理由の説明を求めます。古川町長。

○町長(古川道郎君) 議案第42号、平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成26年3月6日に提出した上記の事件を、次の理由により撤回したいから、川俣町議会会議規則第20条の規則により請求します。

(理由)

介護サービス等給付費等の一部に誤りがあったため。

申し上げます。件名は、この議案第42号であります。理由であります。介護サービス等給付費の支出見込額の積算が不十分なため、過大な歳出予算を減額してしまったこと。

2つ目に、介護保険補正予算のみに繰入金を計上してしまったこと。

3つ目に、予測できない歳出予算の不足を補うための予備費を全額減額措置したこと。

4つ目、歳出予算にかかる財源内訳に誤りがあったことなどにより、議案の撤回をいたしたく請求するものであります。

原因につきましては、予算執行状況の精査不足や予算の性質について理解が不十分であったことなどでありまして、再発防止につきまして、本日庁議を開催し、今後、こうしたことが発生しないよう厳重に注意をしたところでございます。提案議案につきまして撤回をお願いすることになり、心からお詫びを申し上げまして、撤回理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤喜三郎君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております追加日程第1,「議案の撤回請求について」を許可することにご異議ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 許可することには私は反対しないんですが、ただね、あまりにも議案の提案してからの誤りが多すぎるんですよ。必ず議案が提案されて修正だとか撤回だとかというのは、もうそういうことがない議会が振り返ってみれば何年もないと思うような事態ですね。だから、先ほど全員協議会やなんかでもいろいろ話し合われたように、議会の請求を告示した時点では、議案書は全部揃っているという体制を町当局で取ってもらえるのかどうなのか。そのぐらいのことについては

確約してもらわなければ、いくらこの誤りを撤回とか修正とかと認めても改善にならないと思うので、今後は町長が議会の招集を告示した時点では、議案書が全部揃ってから告示をするということが確約してもらえるのかどうなのか、その辺については確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、ご質問ございました議案書については、お質しのようなことで今後、取り組んでいく考えでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかにありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、許可することに決定いたしました。

ただいま議案の撤回請求が許可されましたので、日程第5，議案第42号「平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、本日の日程から削除することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

本日は、これをもって延会とし、予定していた議案については、明日、審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。ご苦労様でした。

（午後4時49分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 道也 君

同 署名議員 菅野 清一 君